

東大阪市

障害福祉サービス支給決定 ガイドライン



令和7年9月1日（第4版）

改正履歴

◎平成 31 年 4 月 1 日（初版）

◎令和 3 年 3 月 1 日（2 版）

◎令和 7 年 7 月 1 日（3 版）

◎令和 7 年 9 月 1 日（4 版）

もくじ

はじめに	1
1 支給決定基準の考え方	1
2 障害福祉サービスの支給決定の性質	1
第1章 支給決定の基本的な取扱い	1
1 実施主体と居住地特例	1
2 対象となる障害者等について	3
3 障害福祉サービスの申請から支給決定までの流れ（図1）	3
4 障害支援区分認定調査	3
5 東大阪市障害支援区分認定審査会による障害支援区分の判定と支給決定について	5
6 障害支援区分と利用できる障害福祉サービスとの関係	6
7 支給決定に関する有効期間	7
Q1. 障害福祉サービスの支給決定有効期間内に更新申請を忘れた場合の取扱いについて	8
8 支給決定の有効期間の開始日	9
9 支給決定基準に基づく支給量について	10
（表1）支給決定基準に基づく支給量について	10
Q2. 原則日数を超えるサービス利用が必要な場合において、「計画相談支援の支給決定を受けているもしくは受ける方」が条件となっていますが、セルフプランは可能ですか。	11
Q3. 生活介護事業と就労継続支援B型の併給は可能ですか。その際にはどんなことに注意すれば良いですか。	11
10 支給決定の取消しについて	15
11 転入時の取扱いについて	15
12 転出時の取扱いについて	15
第2章 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者	16
（1）居宅介護	16
Q4. 育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合の、居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護の業務に含まれる「育児支援」にはどのような支援が想定されていますか。	16
Q5. 障害児に対して居宅介護を決定する場合とはどのようなときですか。	17
Q6. 居宅介護サービスの内容について対象とならないサービスとはどんなものですか。	17
Q7. 清潔保持を目的で銭湯・スーパー銭湯に行く時に身体介護で請求はできます	

か。	18
Q8. 精神障害者のホームヘルプサービスにおける家事支援の考え方はどうなりますか。また、他の障害はどのように考えれば良いですか。	18
Q9. 精神障害者と一緒に買物に行く場合は身体介護で算定できますか。	19
Q10.通院等介助は、医療機関内での支援も算定として認められますか。	19
Q11.通院等介助が使える対象機関にはどのようなものがありますか。	19
Q12.通院等介助の支援では、支援者が運転して通院を行うことができますか。	20
Q13.移動支援事業と通院等介助の併用ができる組み合わせは。	20
Q14..同時に 2 人の居宅介護従事者からサービスの提供を受ける場合の要件は何ですか。	20
Q15..居宅介護の申請をするときには、事前に利用する事業所の確保ができていなければいけませんか。	23
Q16.身内に対して、事業として居宅介護や移動支援事業の提供はできますか。	23
Q17.居宅介護の「2 時間ルール」とはなんですか。	23
(2) 重度訪問介護	23
(表 2) 重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票	25
Q18.重度訪問介護の移動加算はどんな場面で使えますか。	26
Q19.重度訪問介護を入院時利用する際、気をつける点はどこですか。	26
Q20..障害支援区分が区分 6 で重度訪問介護の決定を持っていますが、地域生活支援事業の入院時コミュニケーション支援事業を併用して利用できますか。	26
Q21.就労中に重度訪問介護、同行援護、行動援護は利用できますか。	26
(3) 同行援護.....	26
Q22.同行援護で通院はできますか。通勤、通学、通所は利用できますか。	27
(4) 行動援護.....	27
Q23.移動支援事業と行動援護は併給支給できますか。	27
(5) 療養介護.....	28
(6) 生活介護.....	29
Q24.令和 6 年度障害福祉サービス報酬改定に伴う生活介護における「入浴支援加算」および「喀痰吸引等実施加算」について教えてほしい。	29
(7) 短期入所.....	31
Q25..基準の支給日数を超える短期入所の利用希望があった時はどのように決定しますか。	31
Q26.. 1 年以上、基準の支給日数を超える短期入所の更新を繰り返している場合で引き続き同じ支給量で更新を希望されるときは、どのように決定しますか。	31
Q27.短期入所を、長期に連続して利用する場合、利用日数に上限はありますか。 .	31
Q28.入院中に短期入所を体験利用できますか。	31

Q29..短期入所時、やむを得ない事情で通院が必要となった場合に通院等介助の利用は可能ですか。	32
(8) 重度障害者等包括支援	32
(9) 施設入所支援	33
(10) 自立訓練（機能訓練）	34
(11) 自立訓練（生活訓練）	34
(12) 宿泊型自立訓練	35
(13) 就労選択支援	35
Q30..放課後等デイサービスを利用している児童を障害者とみなして、同一日に就労選択支援を利用した場合、放課後等デイサービスに係る給付費と就労選択支援に係る給付費を同一日に算定することは可能でしょうか？	36
Q31..障害福祉サービスの日中活動サービスと就労選択支援を同一日に利用し、併給することは可能でしょうか？	36
(14) 就労移行支援	36
Q32..就労移行支援を2年間利用したあと、一度就職しましたが退職しました。再度就労移行支援のサービスを利用することは可能ですか。	37
Q33..就労移行支援の利用を経て、一般就労した後、引き続き就労移行支援を利用できますか。	37
Q34.大学在学中の卒業年度に、就労移行支援を利用することができますか。	37
(15) 就労継続支援 A 型	38
(16) 就労継続支援 B 型	39
Q35..就労移行支援の支給決定を受けて利用をしないと、アセスメントを受けたことにはなりません。	41
(17) 就労定着支援	41
Q36.就労定着支援のサービス利用申請にあたり、どのような書類が必要です。	42
(18) 自立生活援助	42
(19) 共同生活援助	43
Q37..グループホームを利用している人が、帰省で実家に戻っている間、移動支援事業や行動援護は利用できますか。	43
Q38.グループホーム（施設入所を含む）を利用している障害支援区分1以上の人が、帰省中に居宅介護サービスを利用することは可能ですか。	43
Q39..グループホームを利用している障害支援区分1以上の人が、居宅介護サービスの通院等介助を利用することは可能ですか。	43
Q40..身体障害者の場合、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用していることがグループホーム利用の要件ですが、知的障害者・精神障害者についても同様の扱いになりますか。	44

Q41..共同生活援助（グループホーム）住居内で、居宅介護又は重度訪問介護を利用することはできますか？	44
(20) 地域移行支援	44
Q42.地域移行支援の支給決定期間について教えてください。	45
(21) 地域定着支援	45
第3章 支給決定に関する運用上の注意	46
1 非定型の支給量の支給決定	46
Q43.非定型ケースの支給量の申請はどのようにすれば良いですか。	47
2 介護保険制度との適用関係	47
Q44.65歳を超えて、新たに就労継続支援B型を利用することが出来ますか。	51
Q45..65歳になりますが、65歳以前から居宅介護、重度訪問介護を継続して利用している場合、どうすればいいですか？	51
Q46.特定疾病が原因となって介護が必要な40歳から64歳の方（第2号被保険者）から障害福祉サービスの申請があった場合、どうすればいいですか。	51
Q47.介護保険サービスによる入所・入居時は、障害福祉サービスが利用できますか。	51
3 18歳未満（障害児）への障害福祉サービスの支給決定について	53
Q48..障害児から障害者になる18歳の誕生月に提出する書類は何ですか。利用者負担額は18歳到達で申請したら変わりますか。	53
4 計画相談支援・モニタリング	53
(表3) モニタリング実施標準期間（計画相談支援）	54
Q49.サービス等利用計画（本計画）はいつのタイミングで提出すれば良いですか	55
Q50.サービス担当者会議の開催の仕方や頻度について教えてください。	55
Q51..モニタリング報告書に提出期限はありますか。サービス更新月でないモニタリング月に報告書は必要ですか。	55
Q52..モニタリングが、本人や家族から状況を聞き取れず出来なかった場合、翌月になってもかまいませんか。	55
Q53..新たに計画相談支援事業所として関わることになった利用者の、支給決定等にかかる情報について、利用者本人の同意を得た上であれば、開示してもらうことは可能ですか。	55
Q54.入院中にモニタリングを行うことはできますか。	56
Q55.モニタリングはオンラインでできますか。	56
5 特別加算について	57
6 特例介護給付費・特例訓練等給付費について	58
7 暫定支給決定について	58
8 標準利用期間について	59

（表４）必要書類まとめ（チェックリスト）	61
（図２）支給決定とサービス利用計画の流れ	63
様式集	64

<様式一覧>

- ① 様式第1号「支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼届出書」
- ② 様式第24号「世帯状況・収入等申告書（裏面同意書）」
- ③ 申請内容変更届出書
- ④ 受給者証等再交付申請書
- ⑤ 様式第17号「計画相談支援給付費支給申請書」
- ⑥ 様式第18号「計画相談支援依頼（変更）届出書」
- ⑦ 別紙1「申請者の現状（基本情報）」
- ⑧ 別紙2「申請者の現状（基本情報）【現在の生活】」
- ⑨ 「サービス等利用計画案」
- ⑩ 「サービス等利用計画案【週間計画表】」
- ⑪ 「サービス等利用計画」
- ⑫ 「サービス等利用計画【週間計画表】」
- ⑬ 「サービス等利用計画案(セルフプラン①)」
（裏面「サービス等利用計画案(セルフプラン②)【週間計画表】」）
- ⑭ 「モニタリング報告書（継続サービス利用支援）」
- ⑮ 「継続サービス等利用計画【週間計画表】」
- ⑯ 児の居宅介護サービス支援機関意見書
- ⑰ 就労アセスメント結果表
- ⑱-1 非定型ケースに関する審査会資料（概況報告票）
- ⑱-2 非定型ケースに関する審査会資料（重度訪問介護等に関する審査会資料）
- ⑲ 標準利用期間満了後の更新聴き取り票
- ⑳-1 就労継続支援A型事業の暫定支給決定に代わる事前アセスメント報告書（別紙1）
- ⑳-2 事前アセスメント日報（別紙2）
- ㉑ 「原則の日数」を超える支給決定が必要な理由書
- ㉒ 「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用のための申立書
- ㉓ 医師診断書（雛形）（共同生活援助利用者の通院にかかる診断書）
- ㉔ 重度訪問介護同行支援申請書
- ㉕ 障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）
- ★ 様式共－1「地域生活支援事業利用(変更)申請書兼利用者負担上限額減額・免除(変更)」

（引用法令名の略記方法）

法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン（支給決定基準）

はじめに

1 支給決定基準の考え方

本ガイドライン（支給決定基準）は、国の事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について（以下、「事務処理要領」という。）」に基づき東大阪市（以下、「市」という。）が定めるものです。ここに示されていない事項は、国の事務処理要領に準拠してください。

2 障害福祉サービスの支給決定の性質

支給決定は、障害者又は障害児の保護者から申請された種類の障害福祉サービスの利用について公費で助成することの要否を判断するものであり、特定の事業者又は施設からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではありません。

第1章 支給決定の基本的な取扱い

1 実施主体と居住地特例

自立支援給付は、原則として申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行います。ただし、居住地を有しない、あるいは明らかでない場合は、その者の現在地の市町村となります。

例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を自立支援給付の実施主体とします（居住地特例）。

※居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所です。生活の本拠と一致するものとなります。

【居住地特例の対象】

- ① 障害者支援施設
- ② のぞみの園
- ③ 児童福祉施設（法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設）
- ④ 療養介護を行う病院（法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設）
- ⑤ 生活保護法第30条第1項ただし書きの施設
- ⑥ 共同生活援助を行う住居（当分の間の経過措置）
- ⑦ 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設。地域密着型特定施設を除く。）
- ⑧ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院（介護保険法第8条第25項に

規定する介護保険施設。地域密着型介護老人施設を除く。)

なお、障害者となる以前（１８歳になる以前）から、措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設（①から⑧までの施設）に入所又は入居する者の実施主体は、当該者が１８歳になる前日（障害児であったとき）に当該障害児の保護者が居住地を有した市町村とする（障害児が、１８歳になる前に障害者みなしとして特定施設に入所又は入居する場合は、当該者が特定施設に入所又は入居する日の前日に障害児の保護者が有する居住地の市町村が実施主体となる。）。

⑦及び⑧までの施設については、令和５年４月１日以後に入所又は入居をすることにより、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる場合に居住地特例の対象とする。具体的な適用関係については、以下のとおりとする。

【適用関係の具体例：施設への入所・入居の前の自宅はＡ市に所在する場合】

R5.3.31 前		R5.4.1 以降	支給決定
自宅(A 市)		(1)介護関係施設(B 市)に入所等	A 市
		(2)既存施設(C 市)に入所等	
自宅 (A 市)	既存施設(B 市)に入所等 → A 市が支給決定	(3)介護関係施設(C 市)に転所等	A 市
		(4)別の既存施設(D 市)に転所等	
	介護関係施設(B 市)に入所等 → B 市が支給決定	(5)当該介護関係施設に引き続き入所等	B 市
		(6)別の介護関係施設(C 市)に転所等	
		(7)既存施設(D 市)に転所等	

※①から⑥までの施設を既存施設とし、⑦から⑧までの施設を介護関係施設とする。

2 対象となる障害者等について

支給決定の対象となる障害者又は障害児とは、身体障害、知的障害又は精神障害の3障害に該当するもの、又は難病患者をいいます。

対象であることの確認は以下の証書類で行います。

種別	確認証書類
身体障害者	☐ 身体障害者手帳
知的障害者	☐ 療育手帳 (手帳の判定機関で判定された判定書でも受付可能な場合あり。)
精神障害者	以下のいずれかの証書類 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 精神障害を事由とする年金証書等(特別障害給付金を含む) ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る) ☐ 医師の診断書(主治医記載で国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることを確認できる内容であること)等
難病等対象者	☐ 医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、登録者証(指定難病)、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等いずれか。
障害児	以下のいずれかの証書類 ☐ 障害者手帳 ☐ 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 ☐ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合は、市が対象となる障害を有するか否かを主治医の診断書等で確認するか、必要に応じて児童相談所等に意見を求めて確認します。(難病の場合は医師の診断書が必要)

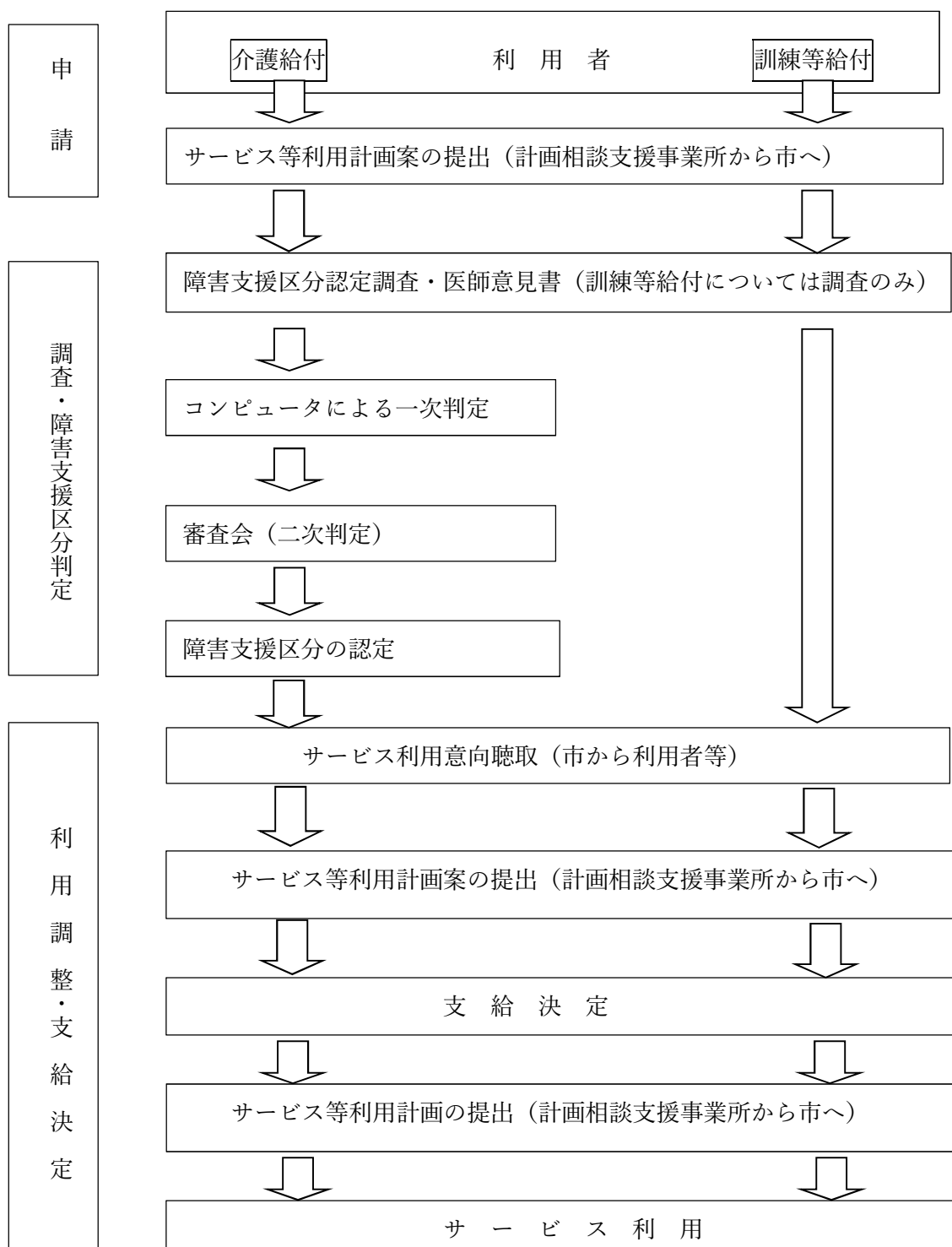
3 障害福祉サービスの申請から支給決定までの流れ(図1)

市では、障害福祉サービスの申請から支給決定まで、現行は約75日要しています。なお、サービスの利用開始については必要な連絡をいたします。

4 障害支援区分認定調査

障害福祉サービスの利用について、その支給を受けるためには、(図1)の流れで決定されます。障害福祉サービスの支給の可否や種類、支給量を決めていく上で障害支援区分認定が必要となります。障害支援区分の判定等のため、市の認定調査員が申請のあった本人及び保護者等と面接をし、認定調査を行います。

(図1) 障害福祉サービスの申請から支給決定までの流れ



5 東大阪市障害支援区分認定審査会による障害支援区分の判定と支給決定について

市は、認定調査と医師意見書を基に、コンピュータによる一次判定を行います。この一次判定結果を原案として、特記事項と医師意見書の内容を総合的に勘案して、審査会による二次判定を行い、障害支援区分を判定します。このように、支給申請が行われたときは、申請者の障害支援区分又は障害の種類及び程度、障害者等の介護を行う者の状況、障害者又は障害児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項等、以下に示す勘案事項を踏まえて、支給の可否を決定します。また、支給決定を行う場合には、支給決定の有効期間及び障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めます。

【勘案事項】

- 1 障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 2 障害者等の介護を行う者の状況
- 3 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- 4 申請にかかる障害児が現に障害児通所支援又は指定入所支援を利用している場合にはその利用状況
- 5 申請にかかる障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況
- 6 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（3から5までを除く）の利用の状況
- 7 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- 8 当該障害者等が置かれている環境
- 9 当該申請にかかる障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

6 障害支援区分と利用できる障害福祉サービスとの関係

障害支援区分認定の有効期間は3年間を基本としています。ただし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3ヶ月以上3年未満の範囲の有効期間となる場合があります。それぞれの障害福祉サービスを受けるには色付けした障害支援区分の認定が必要です。

障害福祉サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護							
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護							
療養介護						※1	
生活介護			※2				
短期入所							
重度障害者等包括支援							
施設入所				※3			
共同生活援助※4							

※1 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者は障害支援区分5以上

※2 50歳以上の方は障害支援区分2以上

※3 50歳以上の方は障害支援区分3以上

※4 入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合は、障害支援区分の認定（非該当～障害支援区分6）が必要です。

◆ 上記の表にない障害福祉サービスは、障害支援区分なしで決定できます。

◆ 同行援護は、障害支援区分なしで決定できます。ただし、障害支援区分3以上の人は加算がつきます。

7 支給決定に関する有効期間

支給決定に関して、以下の決定についてはそれぞれに有効期間が存在します。

- 障害支援区分（障害支援区分が不要なサービスもあります）
- サービス及び支給量
- 利用者負担（所得の確認があります）
- モニタリング実施期間（実施月）※計画相談支援を受けている場合

決定内容	有効期間
障害支援区分	3 年
生活介護・療養介護・施設入所・共同生活援助・就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の 50 歳以上	3 年
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 B 型の 50 歳未満・就労定着支援・自立生活援助、地域定着支援	1 年
地域移行支援	6 ヶ月
利用者負担（上限月額）	3 年決定のサービスのみを受けている方 →毎年 6 月末日まで決定 1 年決定のサービスを受けている方 →サービスの末日まで決定
計画相談支援	原則 サービスの末日まで 例外 毎月モニタリングの場合は 1 年決定
地域生活支援事業（移動支援事業など）	毎年 6 月末まで決定

※引き続き支給決定を受けるには、それぞれの有効期間内に更新の申請が必要です。

※年齢やサービスの組み合わせにより、有効期間が異なる場合もあります。

また、65 歳到達など年齢によって上記表より有効期間が短いケースもあります。

6月末所得更新について

障害福祉サービス及び地域生活支援事業（移動支援事業など）については、サービスの利用料自己負担上限額を定める所得区分を設定するために、毎年6月末までに更新の手続きをお願いしています。その際、6月末にサービスの有効期間や障害支援区分の有効期間が終了する方については、それらについても合わせて更新の手続きをお願いしています。計画相談支援事業所及び障害福祉サービス提供事業所等においては、更新忘れが生じないように留意してください。

※65歳到達など、年齢により有効期間が短いケースもあります。

※モニタリング実施月の決定について

例) 計画相談支援（有効期間） 令和7年1月1日～12月31日

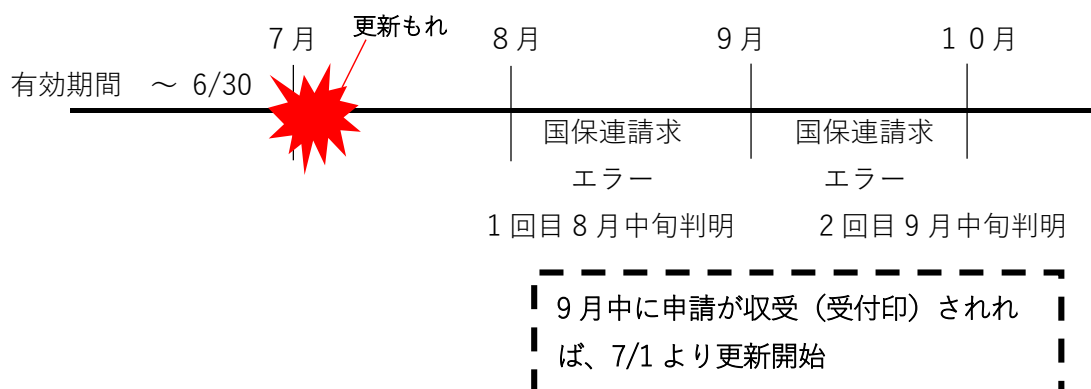
モニタリング実施期間 3カ月毎（3月、6月、9月、12月）

→モニタリング実施月には、事業者は、本人のサービスの利用状況を検証し、サービスを受けた結果や本人の心身の状況・環境・意向その他を勘案し、計画の見直し等を行います。（[P53 第3章「4 計画相談支援・モニタリング」](#)を参照）

Q1. 障害福祉サービスの支給決定有効期間内に更新申請を忘れた場合の取扱いについて

回答 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の一部（移動支援事業など）は、障害支援区分の認定期間や支給決定の有効期間が定まっており、更新がなされなかった時は、障害福祉サービスを利用することができません。障害福祉サービス事業所等においては、サービス利用者の受給者証によって、障害支援区分の認定期間、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等の受給資格の確認を必ず行い、有効期間内の更新申請をお願いいたします。

なお、市では、特例的に有効期間終了日から3ヶ月を経過する日の属する月の末日までに当市で収受（受付印が押されること）していれば、有効期間終了日の翌日から開始を可とする対応を行っています。それ以降の申請については、収受（受付日）の属する月の1日からの有効期間開始としています。



8 支給決定の有効期間の開始日

支給決定については、申請の種類によって原則、以下のとおりとなります。

【注意】申請書を提出しても、不備や記入漏れがあると申請を受理できない場合や、確認のため手続きに時間がかかる場合があります。また、要件を満たさない場合にはサービスの支給決定ができないことがあります。予めご了承ください。

<有効期間の開始日>

申請の種類	支給決定の有効期間の開始日	
新規	障害支援区分	認定審査会の日以降（2人派遣等は除く）
	障害福祉サービス 地域移行支援、地域定着支援 地域生活支援事業 （障害児）障害福祉サービス ※障害支援区分が必要なサービスを除く	障害支援区分認定調査項目（80項目※）、勘案事項整理票に基づく調査日以降の希望する日 ※児童の場合は、簡易な調査項目（5領域11項目）に基づき調査を行います。
	計画相談支援、就労定着支援	受付日から （ただし、受付日以降で様式18号に希望の日の記載がある場合は、希望日から）
変更	障害福祉サービス （計画相談支援含む） 地域生活支援事業	受付日の属する月の翌月1日、または受付月の1日から （2人派遣等は除く）
負担額 変更	障害福祉サービス 地域生活支援事業	受付日の属する月の翌月1日
追加	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所	受付日から7日以降の希望の日 （2人派遣等は除く）
	生活介護、療養介護、施設入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	受付日から7日以降の希望の日 （ただし、事業所の受入れが可能な場合のみ）
	計画相談支援、就労定着支援	受付日から （ただし、受付日以降で様式18号に希望の日の記載がある場合は、希望日から）

9 支給決定基準に基づく支給量について

障害支援区分やサービスの種類によって、支給決定時間の上限が決まっています（表1）。
本上限のもと、サービス利用計画の作成にあってください。

なお、個々の状況を勘案した支給量の決定（[P 4 7 「Q 4 3 非定型ケースの支給量」](#)、
[P 4 7 「2 介護保険制度との適用関係」](#)）もご参考ください。

（表1）支給決定基準に基づく支給量について

	障害支援区分	居宅介護	重度訪問介護	うち移動加算	行動援護
障害者	区分1	20時間			
	区分2	28時間			
	区分3	36時間			60時間
	区分4	44時間	127時間	50時間	60時間
	区分5	52時間	184時間		
	区分6	60時間	230時間		
障害児	区分1	44時間	127時間	50時間	50時間
	区分2		184時間		
	区分3		230時間		

視覚障害者・児	同行援護	80時間
介護上乗せ	居宅介護	20時間
	重度訪問介護	50時間

（グループホーム入居者関係）

行動援護	50時間
帰省中の居宅介護	10時間
通院等介助（月2回）	16時間

【日中活動サービスの支給決定日数（原則日数）について】

日中活動サービス等の支給決定日数は、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」と言う。）を上限としています。

＊対象サービス・・・生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、
就労継続支援（A型・B型）

【原則の日数の具体例】

- ・月の日数が30日の月（4月や6月など）・・・1ヶ月あたりの上限日数は22日
- ・月の日数が31日の月（1月や3月など）・・・1ヶ月あたりの上限日数は23日

【例外 1】

日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、市に届け出ることにより、当該施設が特定する 3 ヶ月以上 1 年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとします。

【例外 2】

2 つ以上の日中活動サービス等の決定を持ち、2 ヶ所以上の事業所への通所を行っている利用者については、各々のサービス事業所へ通所する利用日が固定的である場合に限り、日中活動サービス等の支給決定日数の総計の上限を 25 日までとします。

(例) 生活訓練と就労継続支援 B 型の支給決定がある利用者が次のように通所する場合

- ・生活訓練への通所 月曜日・水曜日・金曜日（週に 3 日）
- ・就労継続支援 B 型への通所 火曜日・木曜日（週 2 日）

このような場合、支給決定は次のようになり、合計が 1 ヶ月あたり 25 日になります
が認められます。

- ・生活訓練 1 ヶ月あたり 15 日（3 日 × 5 週で計算）
- ・就労継続支援 B 型 1 ヶ月あたり 10 日（2 日 × 5 週で計算）

【例外 3】

利用者の状態が、「心身の状態が不安定である」、「介護者が不在で特に支援の必要がある」などの理由で、本市が必要と判断した利用者については、「原則の日数」を超える支給決定を行います。ただし、この決定を行う利用者については、計画相談支援の支給決定を受けているもしくは受ける方であり、市が必要と判断するための資料として「理由書」の提出が必要です。

Q2. 原則日数を超えるサービス利用が必要な場合において、「計画相談支援の支給決定を受けているもしくは受ける方」が条件となっていますが、セルフプランは可能ですか。

回答 現時点では、計画相談支援の支給決定を受けている（受ける）方となります。

Q3. 生活介護事業と就労継続支援 B 型の併給は可能ですか。その際にはどんなことに注意すれば良いですか。

回答 併給は可能です。ただし、同一法人の事業所を利用すること及び 2 つの事業の通所日が重複することは認められていません。また原則日数のルールにも気をつけてください。

日中活動事業の併給の可否について、原則は以下の表のとおりです。

	自立訓練	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援 A 型	就 労 継 続 支 援 B 型	生活介護	※一般就労 企業等での雇 用
自立訓練		○	○	○	○	原則×
就労移行 支援			×	×	○	原則×
就労継続 支援 A 型				×	○	原則×
就労継続 支援 B 型					○	原則×
生活介護						原則×

※一般就労と日中活動サービスの併用について

一般就労中においては、原則として、日中活動サービスの利用は想定されていません。
ただし、一般就労先の企業において他の事業所に通うことが認められたうえで、一定の要件を満たす場合には、個々の状況に応じて支給決定を行うことも可能です。令和6年度報酬改定により、利用目的により具体的に下記の要件が示されています。

(1) 休職期間中の利用

【対象者】

休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

【利用要件】

次の①～③の全ての要件を満たす場合に利用できるものとする。(書類にて確認)

- ①当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合または困難である場合 (※1)
- ②休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、障害福祉サービスによる復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合 (※1)
- ③休職中の障害者にとって、障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

※1 下記書類により確認

作成者	書類
雇用先企業	当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類
休職に係る診断をした主治医	当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類
相談支援事業所 (申請者)	地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類。 (※セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。)

【支給決定期間・利用可能期間】

支給決定期間：6ヶ月以内。

利用可能期間は、企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）とする。

(2) 通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする利用（※2）

【対象者】

企業等での働き始めに、概ね週10時間以上20時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合（通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの）

【利用条件】

次の①～③を全て満たした場合に利用できるものとする。

- ①就労系福祉サービスの一時的な利用の前に就労系福祉サービスを利用しており、就職後も引き続き同一の事業所において就労系福祉サービスの利用を必要としている場合
- ②企業等から、就労系福祉サービスの一時的な利用のため、就労系福祉サービスの事業所への通所が認められている場合
- ③勤務時間の延長を図るために就労系福祉サービスの一時的な利用が必要であると市町村が認めた場合

※利用者に係るサービス等利用計画等において、段階的に概ね週10時間以上20時間未満から勤務時間を増やすことが記載

【利用期間】

原則、3ヶ月～6ヶ月以内

※延長が必要な場合は、合計1年まで延長可能。

(3) 概ね 10 時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合(※2)

【対象者】

就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね週 10 時間未満であることを目安として一般就労した者

【利用条件】

- ①～③を踏まえ、就労移行支援の利用が必要であると市が判断した場合、支給決定を行う。
- ①就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ②働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
- ③他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

【利用期間】

就労移行支援の標準利用期間(2年間・最大で3年間)

(4) 概ね 10 時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合(※2)

一般就労に移行した利用者が、短期間雇用の場合、当該就労を行わない日や時間に日中活動サービスを利用。

【対象者】

企業等での所定労働時間が概ね週 10 時間未満であることを目安として、非常勤のような形態で一般就労している利用者(通常の事業所に雇用されることが困難な障害者)

【利用条件】

- ①～②全てを満たす場合に利用できるものとする。
- ①一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めている場合
- ②当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

【利用期間】

特段の定めなし

※2 上記(2)から(4)に該当する方は、申請の際に下記書類の提出が必要

作成者	書類
雇用先企業	雇用契約書および、勤務時間証明書(勤務時間の確認できる書類)

10 支給決定の取消しについて

以下に該当する場合、市は支給決定を取り消すことができます。

- ①サービスを利用する必要がなくなったとき
- ②他の市町村に住所を有することとなったとき（居住地特例が適用される場合を除く。）
- ③障害者が支給要否決定に必要な調査に応じないとき
- ④支給決定の申請又は支給決定の変更の際に、虚偽の申請をしたとき

11 転入時の取扱いについて

①障害支援区分認定の取扱い

他市町村で障害支援区分の認定を受けている方は、東大阪市に転入してから14日以内に、障害支援区分認定証明書を添えて支給申請をお願いします。原則、証明書の内容をもって障害支援区分を認定し、転出元市町村で認定された有効期間の満了日までを有効とします。

②支給決定の取扱い

転入者は、転入後14日以内に、東大阪市の住民基本台帳担当窓口に入居届を行うとともに、転出元市町村から交付を受けた関係書類を添えて障害福祉認定給付課へ支給申請をしてください。実際に転入した14日以内に支給申請があれば、サービス利用の継続に支障がないよう、支給決定を行います。それ以降の支給申請の場合は、受付日からの支給決定を行います。

支給決定の実施主体が、転出元市町村から東大阪市に変更となります。（居住地特例は、除く。）

例）12月1日に転入届を提出した時は、12月15日までが14日以内となります。

12 転出時の取扱いについて

転出者は、実際に転出する何日前までに東大阪市の住民基本台帳担当窓口に入居届を行うとともに、障害福祉認定給付課に転出する旨の申請（様式1号）をお願いします。

※注意

居宅介護など市町村によって支給決定基準等が異なるサービスを利用している場合、市町村で必ずしも同様の支給決定がなされるものではありません。

詳細は、転入出先の市町村へご確認をお願いします。

第2章 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者

(1) 居宅介護

【サービスの内容】

障害者等につき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）にあっては、下記のいずれにも該当するもの。

- ① 区分2以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
 - (ア)「歩行」 「全面的な支援が必要」
 - (イ)「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (ウ)「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (エ)「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (オ)「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

Q4. 育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合の、居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護の業務に含まれる「育児支援」にはどのような支援が想定されていますか。

回答 育児支援の観点から行う「沐浴や授乳等」であり、具体的には、乳児の健康把握の補助、児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援、保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助を想定しています。
その他利用者である親へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除・洗濯・調理、利用者である親の子どもが通院する場合の付き添い及び通園（保育所・幼稚園）する場合の送迎及び子どもが利用者（親）に代わって行う掃除・洗濯・調理・育児等が含まれます。

これらは、利用者である親が本来家庭で行うべき養育を代替するものであり、次の①～③全てに該当する場合に必要な応じて対象範囲に含めます。

- ①利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- ②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③他の家族等による支援が受けられない場合

Q5. 障害児に対して居宅介護を決定する場合とはどのようなときですか。

- 回答** ヘルパーの派遣の対象は、重度の障害児の属する家庭であって、障害児又はその家族が障害児の入浴等の介護、家事等の便宜を必要とする場合であり、以下のような場合が想定されます。
- ① 児童が多動（常時の見守りを要する程度）であったり身体が大きいために、入浴時にヘルパーの手伝いが必要。
 - ② 概ね中学生年齢以上の児童に対して入浴時に同性介助が望ましい場合。
 - ③ 医療的ケアが必要で家族だけでは介助できないために、入浴時にヘルパーの手伝いが必要。
 - ④ 医療的ケアが必要な障害児などで、介護を行っている保護者の介護時間を確保するための家事援助（保護者が医療的ケアの必要な障害児を介護している間、代わって買い物等の家事援助を行う場合など）
 - ⑤ 保護者自身に障害や疾病があること等により、当該障害児の養育が困難な状態にある場合の介護・家事援助など（手帳・診断書等の確認が必要）
 - ⑥ 保護者が毎週通院するため、その数時間の間、障害児の介護を行う場合（要診断書等）
 - ⑦ 家庭に障害児が2人おり、保護者が1人を病院や訓練等に連れて行く間、もう1人の介護を居宅で行う場合
 - ⑧ 家庭における養育力が欠如している場合（子ども見守り相談センターが支援に関わっているケースの場合がこれに当たる。支援の一環として居宅介護の支給決定を必要とする場合、支援機関のカンファレンス結果を別途提出（様式集⑯）。）

Q6. 居宅介護サービスの内容について対象とならないサービスとはどんなものですか。

- 回答**
- I 商品の販売・農作業など正業の援助的な行為
- II 「直接本人の援助」に該当しない行為
- 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為。
- ① 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
 - ② 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ③ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
 - ④ 自家用車の洗車、清掃 等
- III 「日常生活の援助」に該当しない行為
- ① ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
草むしり 花木の水やり 犬の散歩等ペットの世話 等
 - ② 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - ・ 家具や電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ・ 植木の剪定等の園芸

・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

Q7. 清潔保持を目的で銭湯・スーパー銭湯に行く時に身体介護で請求はできますか。

回答 自宅にお風呂がないかそれに類する状況（故障等）、また自宅にお風呂はあるもののヘルパーが支援をするには十分でない状況がある（以下に具体例を示します）等やむを得ない事由があるときは身体介護で自宅外での入浴支援が可能です。なお、居住地を1か所と定めるため、居住地となりえる他の場所での居宅介護サービスは利用できません。

余暇活動として銭湯・スーパー銭湯で入浴を行うときは移動支援事業の対象となります。その際は実績記録票に「余暇活動」等、目的の記載が必要です。

※居宅内に入浴設備はあるものの支援するには十分ではないと考えられる状況

- ・浴室に入るにあたって、利用者が壁・扉などに頭をぶつける等、利用者が怪我をする恐れがある場合。
- ・浴室において、座位保持が出来ないような利用者が、壁・扉などに頭をぶつける等怪我をする恐れがある場合。
- ・浴室において、越えるのが難しい段差があるなど、利用者に転倒の危険がある場合。
- ・浴室が狭く、支援者が安全に支援を行うことが出来ない場合。
- ・その他、支援を安全に行うことが出来ないとして市において判断された場合。

Q8. 精神障害者のホームヘルプサービスにおける家事支援の考え方はどうなりますか。また、他の障害はどのように考えれば良いですか。

回答 国のQ&Aによると「一緒に家事を行うと言っても、ただ傍らに立って見守っているだけであれば家事援助になるだろうし、ヘルパーが利用者に手を添えて家事と一緒にいうことであれば身体介護とみなすことが可能である」となっています。支給決定においては対象者の状況に十分配慮し、支援目的と照らし合わせてどういう業務（関わり）が中心になるかで判断することとなります。精神障害者に関わらず、利用者と共に行う自立支援のためのものであれば、算定可能となります。ただし、要件があります。

※身体介護（共同実践）について

利用者の有する能力に応じ、社会復帰・自立・社会経済活動の参加等ができるよう、日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが家事の代行ではなく、家事(家事援助における掃除・調理・洗濯等の支援)を利用者とともにを行います。

サービス更新時には必ずサービス内容を見直し、恒常的に身体介護（共同実践）の決定は行わないものとします。共同実践を行っても、能力の向上が見込まれない場合は、家事援助に戻したり、他の適切なサービスに変更を行うものとします。

【対象者】

- ・ 居宅介護利用対象者
- ・ 障害支援認定調査項目のうち「調理」「掃除」「洗濯」が「支援が不要」以外と認定されている

【利用要件】

原則、計画相談支援の支給決定を受けている必要がありますが、居宅介護事業所より「身体介護（共同実践）にかかる理由書」（※1）の提出があった場合、セルフプランでも可能

※1 「身体介護（共同実践）にかかる理由書」への記載事項

- 作成日 事業所名 作成者氏名
- 利用対象者氏名及び生年月日（年齢）・性別
- 利用対象者の状態像
- 共同実践を行う具体的支援内容（支援する家事援助の内容に応じて）
- 目標期間
- 利用者の署名

Q9. 精神障害者と一緒に買物に行く場合は身体介護で算定できますか。

回答 基本的に買物・外出は身体介護ではありません。精神障害者の場合も、一緒に買物に行く場合であっても家事援助での算定となります。

Q10. 通院等介助は、医療機関内での支援も算定として認められますか。

回答 医療機関内での移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものですが、障害の状態や特性等から院内での支援を必要とする場合は算定対象として認めています。適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等、以下の例が考えられます。

例）・院内の移動に介助が必要な場合

- ・ 知的、行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排泄介助を必要とする場合

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能です。

Q11. 通院等介助が使える対象機関にはどのようなものがありますか。

回答 医療保険点数（保険治療）で請求可能な医療機関が対象となります。例えば、精神科のデイケアや整骨院・接骨院・鍼灸院（保険治療部分）も保険適用となるので該当しますが、民間療法（施療院、サロン等）は該当しません。また、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合も含まれます。具体的には、国、都道府県、市町村、外国

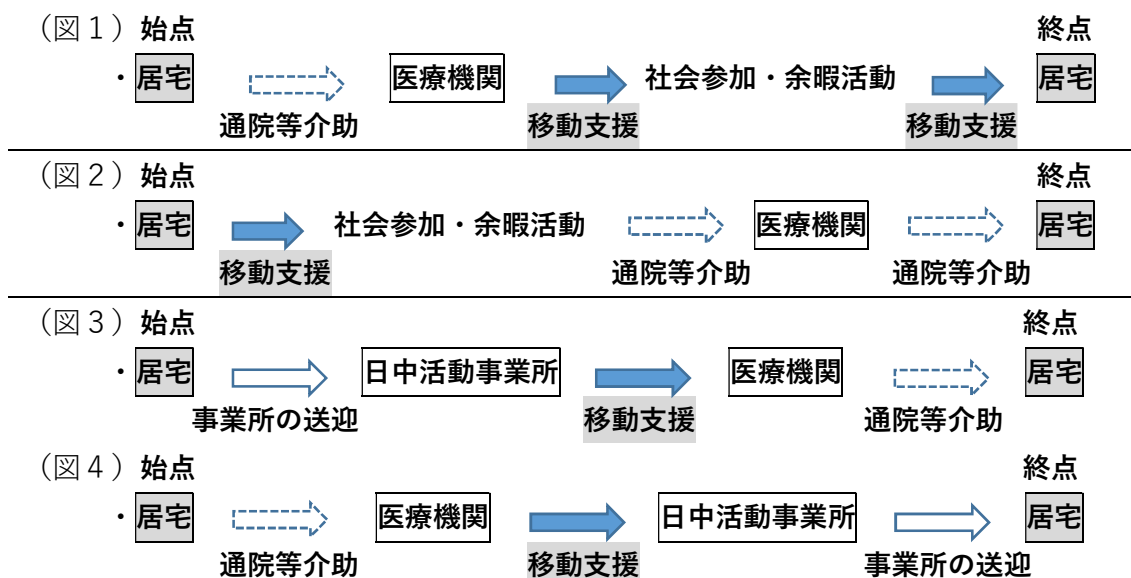
公館の各機関、さらに相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合も含まれます。

Q12. 通院等介助の支援では、支援者が運転して通院を行うことができますか。

回答 支援者自身が運転する場合、運転中は支援できないので算定できません。なお、支援者が従事する事業所関連の車両を利用する場合は、事故時の対応を考慮してサービス適用はふさわしくありません。タクシーや福祉有償車両は適用可能です。

Q13. 移動支援事業と通院等介助の併用ができる組み合わせは。

回答 居宅介護（通院等介助）は、自宅発着が原則のサービスですが、以下の組み合わせについてのみ例外的に認めています。



Q14. 同時に2人の居宅介護従事者からサービスの提供を受ける場合の要件は何ですか。

回答 利用者の同意を得ている場合であって、次の1～3までのいずれかに該当する場合があります。

- ①障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ②自傷他害行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他障害者や家族等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

事例としては、「体重が重たい利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合」や「エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合」が該当します。また、ヘルパー複数派遣の支給決定は、障害の要件を満たし、事業所及び介護者等からの理由書（次ページ参照）の提出が行われ、市が認めた場合となります。また、2人派遣で決定した時間は原則2人派遣で対応して下さい（急遽ヘルパーが用意できない事態が発生した場合はこの限りではありません）

せん)。

【対象となる障害福祉サービス】

居宅介護、重度訪問介護、重度訪問介護加算移動、行動援護、同行援護、
移動支援

「ヘルパー複数派遣にかかる理由書」作成上の留意点

同時に2人の居宅介護等従業者からサービスの提供を受ける場合の要件は以下のとおりです。

利用者・介護者の同意を得ている場合であって、次の1から3までのいずれかに該当する場合があります。

- 1 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- 2 自傷他害行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3 その他障害者等の状況等から判断して、1または2に準ずると認められる場合

事例としては、「体重が重たい利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合」や「エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合」となります。

ヘルパー複数派遣の支給は、障害の要件を満たし、事業所及び介護者等からの理由書提出が行われ、市が認めた場合に決定されます。理由書は作成留意事項を参照のうえ作成し、変更申請書とともに提出が必要です。また、支給決定後のサービス提供は、ヘルパー複数派遣時間分は原則として、2人での介護を行うことが必要となります。

作成留意事項

〔事業所提出分〕

- 作成日 事業所所在地 事業所名
- 管理者（施設長）名またはサービス提供責任者名
- 問合せ担当者名と連絡先
- 利用対象者氏名及び生年月日（年齢）・性別
- 障害手帳： 身体障害者手帳：種別○種 総合等級○級 手帳障害名（級）
療育手帳：A B 1 B 2 精神保健福祉手帳：1 2 3級
※申請理由にかかる主たる障害者手帳（写）を添付のこと
- 障害支援区分：区分○
- 生活の場所：□自宅 □GH □入所施設 □その他（ ）
- 複数派遣が必要なサービス
 - 居宅介護（身体介護） □居宅介護（通院等介助） □重度訪問介護
 - 重度訪問介護加算移動 □行動援護 □同行援護 □移動支援
- 利用対象者の身体の状態：身長 体重 四肢・体幹・関節機能
- 障害の状態像（生活面 コミュニケーション面 行動面 その他配慮を要すること）
- 居住事情に起因する介護状況（バリアフリーの状況）
- 複数派遣提供時の具体的支援内容（入浴介助、通院等介助、遠距離の移動等）とその期間
- 介護者・家族の有無とその状況（介護者の年齢・健康状態）

〔本人または
介護者提出分〕

- 作成者氏名及び利用対象者氏名と続柄
- 利用対象者の状態像（概要）
- 複数派遣が必要となる場面とその期間
- これまでの介護状況

Q15. 居宅介護の申請をするときには、事前に利用する事業所の確保ができていなければいけませんか。

回答 居宅介護は、需要と供給の関係が一定確保されているので、事業所確保の確認は不要です。一方で、生活介護等の通所事業所や行動援護、8日を越える短期入所などの場合は、事業所側の受け入れ体制確保が必要なことから事前の受け入れ調整が必要です。

Q16. 身内に対して、事業として居宅介護や移動支援事業の提供はできますか。

回答 自立支援給付事業では、同居家族（配偶者、2親等以内の親族、2親等以内の姻族）に対する支援は認めていません。一方、地域生活支援事業の移動支援事業については、同居、別居を問わず、家族（配偶者、2親等以内の親族、2親等以内の姻族）に対する支援を認めていません。＊2親等以内の親族・姻族とは、配偶者、子、（義理）両親、（義理）兄弟姉妹、（義理）祖父母などです。

Q17. 居宅介護の「2時間ルール」とはなんですか。

回答 居宅介護（身体介護、家事援助）は、概ね2時間以上の間隔があいた場合（例えば、身体30分—空白2時間30分—身体2時間、家事1時間—空白2時間—家事1時間30分）に、支援が可能です。なお、身体の状態等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではありません。

（2）重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」と言う。）に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

【対象者】

障害支援区分4以上（病院等に入院又は入所中のものが利用する場合は区分6以上）であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者。

（ア） 次の（一）及び（二）のいずれにも該当していること。

（一） 二肢以上に麻痺があること。

（二） 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

（イ） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（[表2参照](#)）。

ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。

平成18年9月末現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、

- ① 障害支援区分が区分3以上で、
- ② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。

なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

- ① 100分の8.5 区分6に該当する者
- ② 100分の15 (ア)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者。

重度訪問介護における同行支援について

障害支援区分6の利用者に対する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うもの。

対象者となる利用者	障害支援区分6の重度訪問介護利用者
時間数	新任従業者（※1）毎に120時間以内 （※1）新任従業者 ・重度訪問介護事業所に新規で採用された従業者。ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。 ・重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援が初めての従業者
人数	一人の利用者につき、年間3人までの新任ヘルパーまで算定可能
提出書類	(1)重度訪問介護同行支援申請書 (2)雇用契約書（新規従業者の場合のみ） ※申請の種類に応じて、別途申請書類等が必要になります。 詳細は、P60「必要書類まとめ（チェックリスト）」をご確認ください。

(表2) 重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票

行動関連 項目	0 点			1 点		2 点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特 定 の者	会話以外の 方法	独自の 方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
異食行動	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
多動・行動停止	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
不安定な行動	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
自らを傷つける行為	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
他人を傷つける行為	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
不適切な行為	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
突発的な行動	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
過食・反すう等	支 援 が 不要	希に支援 が必要	月 に 1 回以上	週 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日（週5日以上の） 支援が必要	
てんかん	年 1 回以上			月に 1 回以上		週 1 回以上	

Q18. 重度訪問介護の移動加算はどんな場面で使えますか。

回答 決まりは特にありません。日常のスーパーでの買物、通院、舞洲スポーツセンター等の余暇活動など、どれにも当てはまります。利用者の希望に沿ったプラン立てが必要です。

Q19. 重度訪問介護を入院時利用する際、気をつける点はどこですか。

回答 病院等に入院・入所する前から重度訪問介護を利用している障害支援区分 4 以上の方が対象となります。入院中の利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としますが、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従事者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されています。なお、喀痰吸引等の医療的ケアは支援には入りません。

Q20. 障害支援区分が区分 6 で重度訪問介護の決定を持っていますが、地域生活支援事業の入院時コミュニケーション支援事業を併用して利用できますか。

回答 重度訪問介護と入院時コミュニケーション支援事業との併用を妨げるものではありません。ただし、重度訪問介護については、在宅での支援に必要なサービス量を決定しています。在宅から入院・入所が変わったことで必要な支給量が大きく変わることは考えにくく、併用の必要性については事情をお聞きした上で慎重に検討させていただきます。

Q21. 就労中に重度訪問介護、同行援護、行動援護は利用できますか。

回答 利用はできません。ただし、東大阪市重度障害者等就労支援事業を利用することで、重度の障害がある方が就労する場合、通勤の支援や職場などでの身体介護等を受けることができます。（※就労継続支援 A 型・B 型事業所での就労は対象外）

利用される方の就労状況によって、申請手続きの流れが異なります。すでに働いている方も、これから新たに働く方も、まずは障害福祉認定給付課までご相談ください。

（3）同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

【対象者】

同行援護調査アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が 1 点以上の者。

* 障害支援区分の認定を必要としないものとする。

なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

- ① 100分の20 区分3に該当する者
- ② 100分の40 区分4以上に該当する者
- ③ 100分の25 盲ろう者

Q22. 同行援護で通院はできますか。通勤、通学、通所は利用できますか。

回答 同行援護のサービス内容には通院等介助や宿泊時支援を含み、サービスの始点・終点は居宅以外でも利用可能です。しかし「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」（通勤、通学、通所等）については、利用できません。行動援護も同様の取扱いになります。

(4) 行動援護

【サービスの内容】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

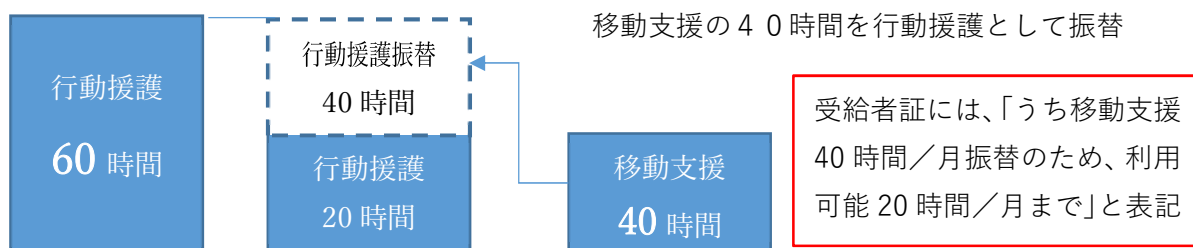
【対象者】

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。

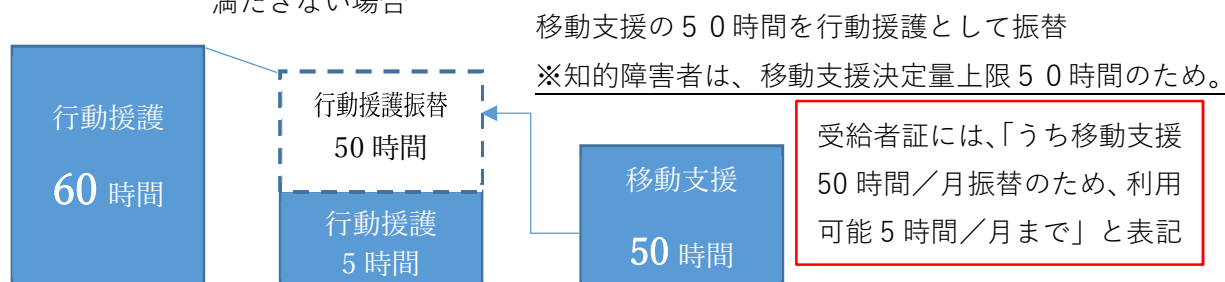
Q23. 移動支援事業と行動援護は併給支給できますか。

回答 行動援護と移動支援の併給は出来ません。どちらかの支給決定しか持つことが出来ません。しかしながら、行動援護従業者数が限られていることからどうしても支給量を満たすことができない場合のみ、残りの時間を移動支援ヘルパーで振り替えて契約をすることは可能です<ケース1>。ただし、移動支援の支給決定基準に基づく支給量を超えての振替はできません<ケース2>。

<ケース1> 行動援護60時間（知的障害者）の決定支給量の場合で40時間支給量満たさない場合



<ケース2> 行動援護60時間（知的障害者）の決定支給量の場合で55時間支給量
満たさない場合



（5）療養介護

【サービスの内容】

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げるもの。

① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。

②障害支援区分5以上に該当し、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。

ア 重症心身障害者※1又は進行性筋萎縮症患者

イ 医療的ケアの判定スコア（別表2の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（表2参照）であって、医療的ケアスコアが8点以上の者

エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

※1重症心身障害児者：身体障害者手帳肢体不自由1級又は2級及び療育手帳A

③①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者

- ④旧重症心身障害児施設（平成 24 年 4 月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」）という。）第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者

（6）生活介護

【サービスの内容】

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要なものとして次に掲げる者。

- ① 障害支援区分が区分 3（障害者支援施設に入所する場合は区分 4）以上である者。
- ② 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2（障害者支援施設に入所する場合は区分 3）以上である者。
- ③ 障害者支援施設に入所するものであって障害支援区分 4（50 歳以上の場合は障害支援区分 3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。

【留意事項】

重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により 5 時間未満の利用になってしまう利用者について、5 時間未満の利用がやむを得ない理由をサービス等利用計画の備考欄等に明記してください。セルフプランにおいても、5 時間未満の利用がやむを得ない理由を利用者等に記入してもらってください。

（例）

- ・精神科病院を退院したばかりであり、今後入退院を繰り返さずに済むよう、本人の体調に合わせ、短時間の支援を実施する必要がある。
- ・身体障害による過度の筋緊張のため、一日車椅子を利用することが困難であり、短時間の支援を実施する必要がある。など。

Q24. 令和 6 年度障害福祉サービス報酬改定に伴う生活介護における「入浴支援加算」および「喀痰吸引等実施加算」について教えてほしい。

回答 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケアの体制の充実が図ら

れ、生活介護において「入浴支援加算」および「喀痰吸引等実施加算」が創設されました。要件、必要書類等については、以下の（表1）（表2）をご確認ください。

（表1）入浴支援加算における支給決定基準および必要書類

要件	いずれかの医療行為を必要とする状態である者	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者
必要書類	①様式第1号 ②様式集②⑥：障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（基本スコア部分のみ記載）※1	①様式第1号 のみ
決定基準	「基本スコア」にて確認。 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であることが確認できた対象者に対し、支給決定を行う。 <u>※医師、事業所に配置された看護職員への聞き取りにより事業所で判定可能。</u>	重症心身障害者（療育手帳A&身体障害者手帳の肢体不自由1、2級が重複している者）に対し、支給決定を行う。

（表2）喀痰吸引等実施加算における支給決定基準および必要書類

要件	スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者かつ喀痰吸引等が必要な者
提出書類	・ 様式第1号 ・ 障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（基本スコア部分のみ記載）※1
決定基準	「基本スコア」にて確認。 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であることが確認できた対象者に対し、支給決定を行う。 <u>※医師、事業所に配置された看護職員への聞き取りにより事業所で判定可能。</u>

※1 スコア表について

（「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて Vol.2」R3.5.19 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

(7) 短期入所

【サービスの内容】

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

【対象者】

- ① 障害支援区分の区分 1 以上である障害者
- ② 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児

Q25. 基準の支給日数を超える短期入所の利用希望があった時はどのように決定しますか。

回答 短期入所の基準日数は 8 日以内で、1 年間の継続した決定をします。8 日を超える支給については、利用者、家族、支援者、事業所等からの聴取を踏まえ、必要性を勘案して支給量を決定します。

Q26. 1 年以上、基準の支給日数を超える短期入所の更新を繰り返している場合で引き続き同じ支給量で更新を希望されるときは、どのように決定しますか。

回答 1 年以上短期入所の更新を繰り返した実績がある場合は申請によって同じ支給量で 1 年間の決定を可能とします。ただし、更新の際には利用実績の確認を必要とし、利用実績等を勘案した上で、支給決定します。

Q27. 短期入所を、長期に連続して利用する場合、利用日数に上限はありますか。

回答 短期入所を長期に連続して利用する場合は、30 日までを限度とします。なお、連続して 30 日利用した後、1 日以上利用しない期間があれば、再度連続した 30 日以内の利用は可能です。また、年間利用日数については、最初に短期入所を利用した日から起算して 1 年のうち、半分（180 日）を目安にして下さい。

長期におよぶ短期入所（連続 30 日や年間利用 180 日）の利用にあっては、計画相談支援の決定が必要となります。利用者にとって生活の維持につながるよう十分に留意する必要があり、計画相談支援専門員が利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる時に限り、利用できる場合があります。

Q28. 入院中に短期入所を体験利用できますか。

回答 入院中の短期入所の体験利用はできません。退院すれば利用ができます。
※グループホームは入院中でも体験利用ができます。

Q29. 短期入所時、やむを得ない事情で通院が必要となった場合に通院等介助の利用は可能ですか。

回答 短期入所中の通院等介助は認められていません。

(8) 重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するもののうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

【対象者】

障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者。

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・A L S ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
 なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- (4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

II 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

III 類型

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。

(9) 施設入所支援

【サービスの内容】

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

【対象者】

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者
- ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- ③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

※ ③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

※ 障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。

(10) 自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

(11) 自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生

活能力の維持・向上などの支援が必要な者

- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

(12) 宿泊型自立訓練

【サービスの内容】

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】

上記 (11) の【対象者】に掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

(13) 就労選択支援

【サービスの内容】

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労系サービスの新規利用希望者のうち、就労継続支援 B 型の利用希望者※は令和 7 年 10 月 1 日から、就労継続支援 A 型の利用希望者は令和 9 年 4 月 1 日から、原則就労選択支援を利用することとなりますのでご注意ください。(表 1 参照)

※・50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者

- ・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者

(表 1)

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

Q30. 放課後等デイサービスを利用している児童を障害者とみなして、同一日に就労選択支援を利用した場合、放課後等デイサービスに係る給付費と就労選択支援に係る給付費を同一日に算定することは可能でしょうか？

回答 可能です。

Q31. 障害福祉サービスの日中活動サービスと就労選択支援を同一日に利用し、併給することは可能でしょうか？

回答 障害福祉サービスの日中活動サービスと就労選択支援については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていることや、支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できません。（相互の合議による報酬の按分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではありません。）

(14) 就労移行支援

【サービスの内容】

就労を希望する 65 歳未満の障害者又は 65 歳以上の障害者（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

【対象者】

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者

- ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者
 - ③ 通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの
- ※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

Q32. 就労移行支援を2年間利用したあと、一度就職しましたが退職しました。再度就労移行支援のサービスを利用することは可能ですか。

回答 退職及び離職を証する書類（離職票、雇用保険や健康保険の資格喪失証など）を添えて申請すれば可能です。ただし、就労移行支援事業所による適切なアセスメントがなされている場合に限ります。

Q33. 就労移行支援の利用を経て、一般就労した後、引き続き就労移行支援を利用できますか。

回答 利用することはできません。一般就労した場合には、市へ必ず適時報告をしてください。ただし、就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であることを目安として一般就労した利用者が、就労支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合なども考えられます。市が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、以下の3点の勘案時効を踏まえ、改めて就労移行支援の利用について、支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とします。（参考P12以降）

＜支給決定を行うにあたり、勘案する事項＞

- ① 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ② 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
- ③ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

Q34. 大学在学中の卒業年度に、就労移行支援を利用することができますか。

回答 大学（4年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ）在学中の就労移行の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合に支給決定し、利

用することができます。

- ①大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、または困難である場合
- ②大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、スクーリングの頻度等から就労移行支援の利用に支障がないもの
- ③本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市が判断した場合

(15) 就労継続支援 A 型

【サービスの内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
- ④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

【特例】

(ア) 特例の考え方

法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行するこ

とが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業 A 型においては、(イ)の要件により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

(イ) 要件

- ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が 10 人以上であること。
- ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数、利用定員の半数及び 9 人を超えることができないこと。
- ③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

(16) 就労継続支援 B 型

【サービスの内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されている障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。具体的には次のような者が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者（就労継続支援 A 型、アルバイトも就労経験とみなします）
- ② 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（令和 7 年 10 月以降は、①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（就労選択支援事業所がない地域においては、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利

用希望者)

- ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経て、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。
- ⑤ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの
- ※ ④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。
 - ・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
 - ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ※ 支給決定期間は、支給決定時に50歳未満のものは1年間、50歳以上のものは3年間の決定とする。

【支援学校卒業後にすぐに就労継続支援B型を利用したい場合の手続き】

（※令和7年10月1日以降、「就労移行支援」は「就労選択支援」と読み替えて取り扱うものとする。）

- ①就労移行支援事業者等※によるアセスメントを受けることが必要になるので、在学中に就労移行支援事業※の申請をし、支給決定を受ける。
 - ※18歳未満の方で、就労移行支援※の支給決定を行うには、児童福祉法63条の2及び第63条の3の規定による通知が必要
- ②就労移行支援事業※を利用のうえ、アセスメントを行う。
 - ※アセスメントの結果、就労面に係る課題等が把握される。
- ③アセスメント結果を元に、卒業後において利用するのは一般就労か就労継続支援B型利用かなどを相談支援事業所や支援学校進路担当と検討する。
- ④検討の結果、就労継続支援B型で進路が決まれば、受け入れ先事業所を決めた上で申請し、就労継続支援B型の支給決定を受ける。

※1 計画相談支援との関係について

障害児のサービスを受けている方は、障害児の計画相談支援を受けているので、

- ①の決定を行う際に、就労移行支援（令和7年10月1日以降は就労選択支援）の利用についてのサービス利用計画（案）の提出を求めます。

障害児のサービスを受けていない方は、セルフプランで受付可能です。

※2 在学中の障害支援区分認定申請時期について

支援学校卒業後の進路について、生活介護など障害支援区分認定の必要な方で、誕生月が遅い等のために進路選択に支障を生じる方については、障害支援区分認定の

み先に決定することが可能です。申請可能時期は、18歳到達年度の4月からとなります。サービス利用期間は翌4月1日での決定となりますが、18歳到達年度の1月～2月に受け入れ先サービス事業所を決定の上、再度申請をしてください。

支援学校の進路担当者にご相談ください。

Q35. 就労移行支援の支給決定を受けて利用をしないと、アセスメントを受けたことにはなりません。

回答 平成29年度から、特別支援学校等の高等部等の在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、特別支援学校から本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、就労アセスメントを受けたとみなすことが出来るようになりました（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 平成29年4月25日事務連絡）。

これに基づき、上記のとおり適切な時期に実習が行われ、学校が、利用者等や相談支援事業所及び就労支援機関等を参集してアセスメントに関する会議を開催し、その検討結果を踏まえてアセスメント結果表（様式集⑰）を提出いただければ、就労アセスメントを受けたとみなします。

ただし、令和7年10月以降新たに就労継続支援B型を利用する場合は、就労継続支援B型の利用支援前に、原則として就労選択支援を利用することとなりますが、特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、在学中に就労選択支援を受ける必要があります。

（17）就労定着支援

【サービスの内容】

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月）

Q36. 就労定着支援のサービス利用申請にあたり、どのような書類が必要ですか。

回答 通常の事業所に新たに雇用されたことがわかる①雇用契約書の写し（雇用日がわかるもの）、②申請時の直近の給料明細書（現在の雇用状況がわかるもの）が必要です。

(18) 自立生活援助

【サービスの内容】

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

【対象者】

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、前記【サービスの内容】に記載された支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
- ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

(19) 共同生活援助

【サービスの内容】

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

【対象者】

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、

- ① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること
- ② 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないことに留意されたい。

Q37. グループホームを利用している人が、帰省で実家に戻っている間、移動支援事業や行動援護は利用できますか。

回答 実家も利用者の自宅とみなしますので、支給決定量の範囲内で利用できます。

Q38. グループホーム（施設入所を含む）を利用している障害支援区分1以上の人が、帰省中に居宅介護サービスを利用することは可能ですか。

回答 身体介護及び家事援助の利用が可能です。ただし、支給量限度は、主に入浴支援で身体介護10時間（1回当たり2時間）、家事援助10時間（1回当たり1～1.5時間）です。家事援助は視覚障害者等、身体介護を要しない障害者が対象となります。また、共同生活援助の利用に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護の算定が可能となります。

Q39. グループホームを利用している障害支援区分1以上の人が、居宅介護サービスの通院等介助を利用することは可能ですか。

回答 医師により定期的な通院が必要と判断された場合、国の通知（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「ケアホームにおける重度障害者への支援等について」平成19年2月16日事務連絡）に基づき、通院等介助が月2回（上限16時間）に限って利用が可能です。申請には医師の指示がわかるもの、例えば、医師の診断書や医師が記載した医師意見書などの書類が必要です。また、医療機関は複数でも可能（医療機関ごとに診断書等が必要）ですが、1回の利用は1医療機関に限られます。

Q40. 身体障害者の場合、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用していることがグループホーム利用の要件ですが、知的障害者・精神障害者についても同様の扱いになりますか。

回答 知的障害者・精神障害者にはそのような要件はありません。原則、介護保険優先となりますが、障害の特性により、グループホームの利用を市が適当と認めた場合は、支給決定します。65歳到達については、第3章「2 介護保険制度との適用関係」(P 47)を参照してください。

Q41. 共同生活援助（グループホーム）住居内で、居宅介護又は重度訪問介護を利用することはできますか？

回答 原則、利用することができません。ただし、以下に該当する場合は利用することができます。（個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型、日中サービス支援型）令和9年3月31日までの経過措置）

(i) 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける入居者
グループホーム利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分4以上の利用者が、グループホーム内でグループホームの従業者以外の居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、居宅介護又は重度訪問介護の支給決定が可能。

(ii) 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける入居者
グループホーム利用者のうち、区分4以上の利用者が、グループホーム内でグループホームの従業者以外の居宅介護（身体介護に限る）の利用を希望し、次の要件のいずれにも該当する場合、居宅介護（身体介護に限る）の支給決定が可能。

【要件】

- 1 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること
- 2 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること

(20) 地域移行支援

【サービスの内容】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

【対象者】

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

- ② 精神科病院に入院している精神障害者

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者

- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者

※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

Q42. 地域移行支援の支給決定期間について教えてください。

回答

サービスを申請後、80項目の認定調査等を行い、6ヶ月の期間で支給決定します。この期間で十分な効果が得られず、かつ引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能となります。

(21) 地域定着支援

【サービスの内容】

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

【対象者】

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。
- ③ 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者
- ※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。
- ※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

第3章 支給決定に関する運用上の注意

1 非定型の支給量の支給決定

個々の障害のある人の事情によって、支給決定基準に基づく支給量では、実際に必要とするサービスとの間に乖離がある場合は、非定型ケースとして審査会に意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。審査会にかけるときには、利用者や家族、サービス提供事業者、委託相談もしくは相談支援事業所及び障害福祉認定給付課担当職員とでカンファレンスを行い、その必要性及び必要量が資料として必要となります。(様式集⑱-1、⑱-2)

申請前に、まずは障害福祉認定給付課までご相談ください

【非定型ケースとして審査に該当する状態像】

- ① 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複したいわゆる重症心身障害の場合
- ② 常時医療的ケアが必要な場合
- ③ 単身又はそれに準ずる状態で家族の介護を全く受けることができず、かつ日中活動系サービスをほとんど利用していない場合
- ④ 65歳を超え、介護保険制度だけではこれまでの生活が維持できないあるいは困難となる場合
- ⑤ 就寝中に排泄、体位変換等の介助が必要な場合
- ⑥ 上記のほか、特に市長が必要と認める場合

Q43. 非定型ケースの支給量の申請はどのようにすれば良いですか。

回答 支給決定基準に基づく支給量（[P10 第1章「9 支給決定基準に基づく支給量について」](#)）及び特別加算（[P57 第3章「5 特別加算」](#)）を適用してもなお支給量が適当でないと認められる場合、上記の【非定型ケースとして審査に該当する状態像】に該当し、個々の障害の程度や生活実態等を総合的に鑑みて、市が非定型ケースとして審査会に意見を聴き、適切な支給量を決定することが出来ます。

まずは、市に相談をした上で、支給量についての変更申請を提出します。

次に利用者等を含み、利用者に関わる支援機関及び市担当者が集まり個別支援会議を開催し、その会議結果を基に審査会資料（様式集⑱-1、⑱-2）と支給量を変更した場合のサービス等利用計画案を作成します。

以上の書類を基に審査会に諮り、適切な支給量を決定します。

2 介護保険制度との適用関係

65歳以上の介護保険の被保険者である障害者（介護保険2号被保険者を含む）から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、介護保険給付又は地域支援事業が優先となります。ただし、以下の場合は障害福祉サービスの支給決定を行います。

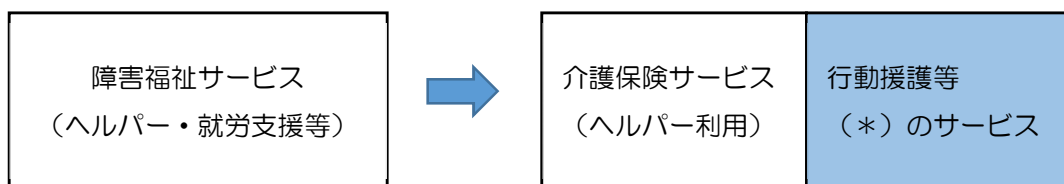
*「介護保険優先＝介護保険サービスのみで障害福祉サービスは使えない」と言うことはありません。一律的に介護保険サービスに移行させるのではなく、利用者の利用意向を聴き取って十分に把握し、場合によっては審査会に諮るなど、その利用者に必要な支援が介護保険サービスで提供することが可能かどうかを適切に判断することとしています。計画相談支援事業所の相談支援専門員には、利用者の円滑な介護保険移行を図れるよう、制度の説明や適切なサービス利用について利用者と調整し、引継ぎを行い、また、引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、介護保険サービスの介護支援専門員と随時情報共有を行ってください。

※転出、転入に際し、市町村によって支給決定基準等が異なるサービスを利用している場合、同様の支給決定がなされないことがあります。

① 介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービス（*）と認められるものが必要な場合。

（*）行動援護、同行援護、自立訓練の生活訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、自立生活援助、移動支援事業などの地域生活支援事業について利用が可能です。

（就労移行支援、就労継続支援A型は、一定の要件があります。[P36～39参照](#)）



- ② 介護保険サービス相当があっても、障害福祉サービスでの支給量が、介護保険サービスでは区分限度額の制約から確保できない場合は、障害福祉サービスを支給することが可能です（上乘せ）。本市では、次の要件を満たす方を対象者相当と考えています。申請前に、まずは障害福祉認定給付課までご相談ください。

○ 65歳到達前に次のサービスを受けており、当該サービスを引き続き受ける場合

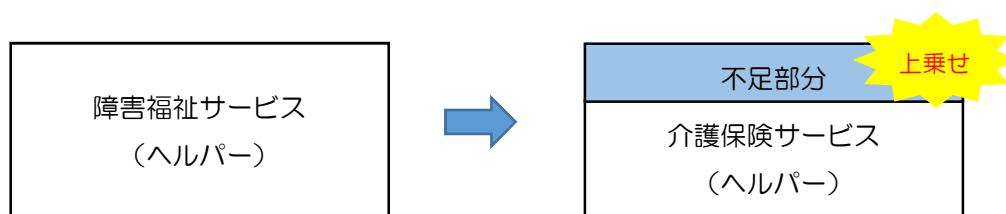
サービス	障害福祉サービスの決定
居宅介護・重度訪問介護	65歳の誕生日の属する月の2カ月後の末日まで有効 （2か月の間に介護保険に移行していただきます） ただし、次の方は介護上乘せの決定が可能 ● 介護保険で自己負担が発生している方（直近の実績等で確認します） ※支給量は、65歳以前の支給量から介護保険で利用する時間を除いた時間を勘案して決定する。なお、居宅介護は、20時間の範囲内で決定します。
生活介護	65歳の誕生日の属する月の2カ月後の末日まで有効 （2か月の間に介護保険に移行していただきます）
短期入所・共同生活援助 （生活介護） （介護保険適用除外施設に入所中の）施設入所・療養介護	介護保険サービスに相当する場合であっても、利用者の障害特性や支援の程度（医療的ケアなど）によっては介護保険施設等での対応が困難な場合が想定されます。その場合には、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用が可能な場合があります。

○ 65歳以降に初めて障害福祉サービスを利用する方

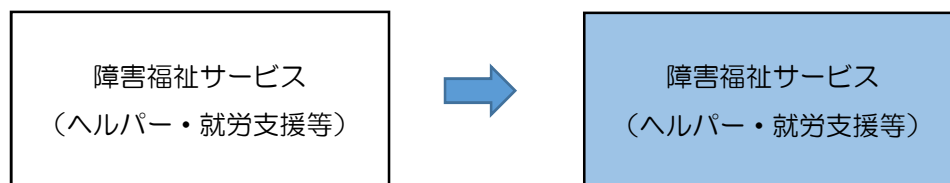
※次のすべての要件を満たす必要があります。

- 四肢全てに障害がある（全身性障害）方*で、身体障害者手帳の総合等級が1級の方
- 介護保険が要介護4または5の方
- 介護保険で自己負担が発生している方（直近の実績等で確認します）

- 介護保険で訪問系のサービス（訪問リハビリと訪問入浴を除く）を5割以上利用している方
 - 居宅介護または重度訪問介護の対象となる方
- ※身体障害者手帳の内容及び、医師意見書において判断します。



- ③ 介護保険の要介護認定が「非該当」の場合、障害福祉サービスでの利用が可能です。ただし、サービス更新の度に介護認定を受け「非該当」の決定を受けていただく必要があります。



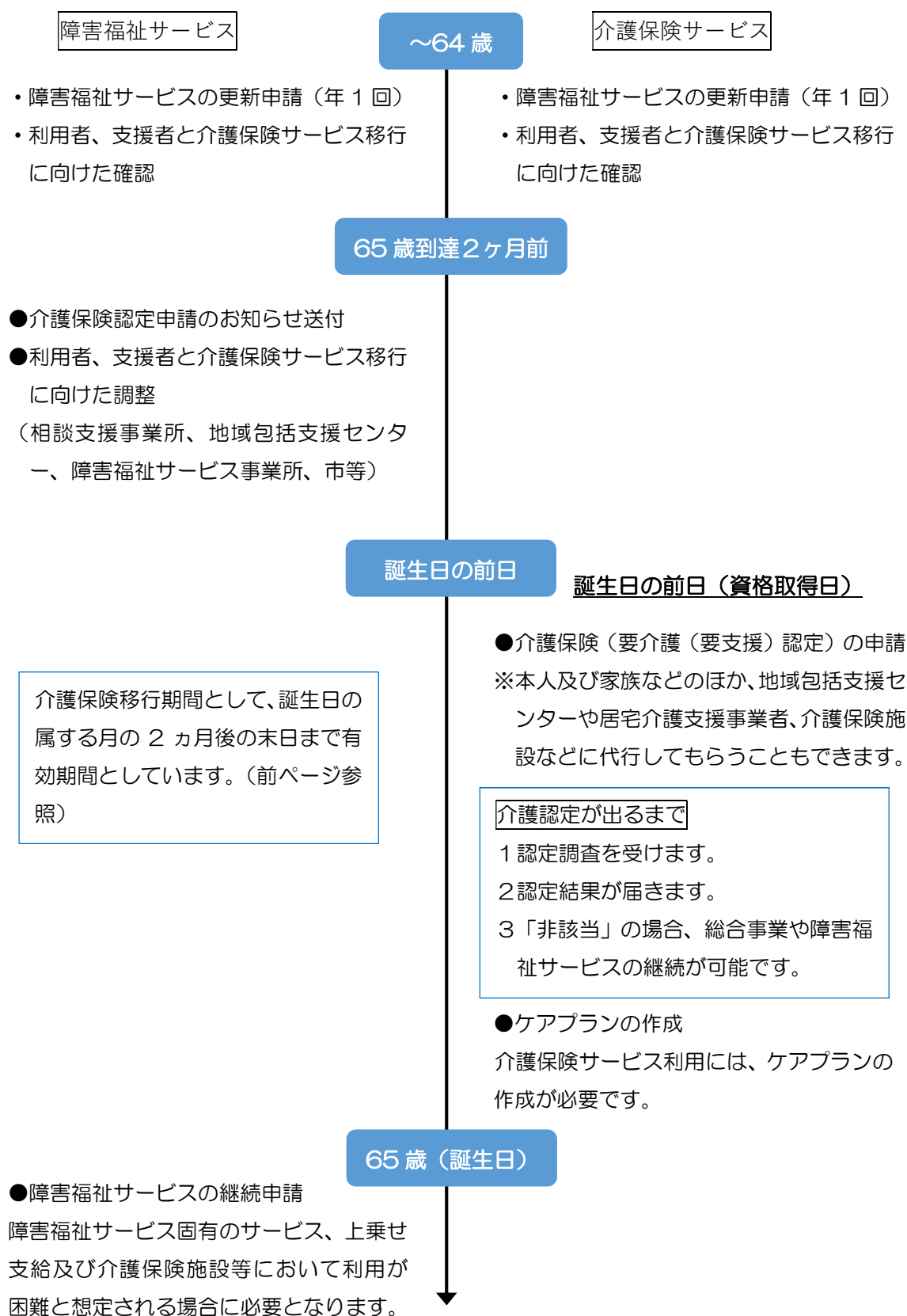
- ④ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、申請者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給します。ただし、当該事情が解消されるまでの間に限ります。

【障害福祉サービスと介護扶助費】

- 65歳以上の方については、生活保護受給者も介護保険が適用されます。
- 40～64歳の方（注1）（2号みなし）については、生活保護制度の他法優先により、原則、障害福祉サービスが優先となります。ただし、障害福祉サービスで提供できないサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）は、介護扶助費が支給される場合があります。

※（注1）2号みなし：介護保険に定められた特定疾病（**P51Q46**を参照）に該当する40～64歳までの方は、介護保険制度上第2号被保険者といわれますが、その介護保険と同等のサービスを受ける40歳～64歳の生活保護受給者を2号みなしといいます。

介護保険サービス移行に向けてのフローチャート



Q44. 65歳を超えて、新たに就労継続支援B型を利用することが出来ますか。

回答 就労継続支援B型は、介護保険サービスには相当するものがない、障害福祉サービス固有のサービスとなるので新たに利用することは可能です。その他にも、行動援護、同行援護、自立訓練の生活訓練、就労定着支援、自立生活援助、移動支援事業などの地域生活支援事業について利用が可能です。また、一定の要件を満たす方は、就労移行支援、就労継続支援A型の利用が可能です。(P36～39参照)

Q45. 65歳になりますが、65歳以前から居宅介護、重度訪問介護を継続して利用している場合、どうすればいいですか？

回答 65歳の誕生日の属する月の2か月後の末日まで認定期間がありますので、介護保険の申請をしていただき、介護認定を受けていただく必要があります。介護保険給付が優先となりますが、65歳以前の支給量と比較して、介護保険給付で不足する場合は、障害福祉サービスの利用が可能な場合があります。介護保険のケアプラン等を確認のうえ、障害福祉サービスの必要量を検討することになります。

Q46. 特定疾病が原因となって介護が必要な40歳から64歳の方（第2号被保険者）から障害福祉サービスの申請があった場合、どうすればいいですか。

回答 介護保険サービスが優先となります（生活保護受給者を除く）。介護保険（要介護認定）の申請を勧め、障害福祉サービスの申請は原則取り下げとなります。なお、特定疾病とは次の16疾病です（うち、障害福祉サービスの対象となる難病の特定疾病は網掛け部分）。

【特定疾病】

①がん末期	②関節リウマチ	③筋萎縮性側索硬化症	④後縦靱帯骨化症
⑤骨折を伴う骨粗しょう症	⑥初老期における認知症	⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	⑧脊髄小脳変性症
⑨脊柱管狭窄症	⑩早老症	⑪多系統萎縮症	⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬脳血管疾患	⑭閉塞性動脈硬化症	⑮慢性閉塞性肺疾患	⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

Q47. 介護保険サービスによる入所・入居時は、障害福祉サービスが利用できますか。

回答 介護保険によって入所・入居しているサービスの内容により変わります。

- ・特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、ケアハウス、介護付有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅（＊特定施設入居者生活介護として大阪府の指定を受けている））については、介護保険サービスと障害福祉サービスの居宅介護の併給はできませんが、居宅介護の上乗せ20時間又は重度訪問介護の上乗せ50時間の利用、同行援護及び行動援護の利用の可能性があります。ただし、2号みなしの方が、特定施設入

居者生活介護として大阪府の指定を受けていない施設に入居している場合は、障害の居宅介護・重度訪問介護の決定が可能です。

- ・介護保険グループホームで、一部訪問系サービスは利用できません。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設については、一部訪問系サービスは利用できません。

詳細は、以下の表をご覧ください。

障害福祉サービスの訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護等）利用の可否について

		併給	備考
介護保険サービスによる入所・入居形態	①養護老人ホーム	×	・介護保険サービスでは支給量を確保できない場合、上乘せ（居宅介護20時間・重度訪問介護50時間）の可能性あり ・必要性が認められる場合については、同行援護及び行動援護の利用可能性あり
	②ケアハウス	×	
	③介護付有料老人ホーム	×	
	④サービス付高齢者向け住宅	×	
	⑤上記①～④で大阪府の指定を受けていない施設	△	2号みなし（※注1）であれば介護保険の対象外となるので利用が可能
	⑥介護保険グループホーム	×	
	⑦特別養護老人ホーム	×	
	⑧老人保健施設	×	
	⑨介護療養型医療施設	×	

※同行援護・行動援護は、①～⑨のいずれの施設に入所している方でも支給決定可能。

ただし、利用範囲は「外出時における支援」に限られ、施設内での介助は対象外とする。

3 18歳未満（障害児）への障害福祉サービスの支給決定について

18歳未満（障害児）のサービスとしては、児童発達支援や放課後等デイサービスがありますが、次のような一部の障害福祉サービスや地域生活支援事業は利用可能です。

障害福祉サービス

- 短期入所
- 居宅介護（保護者が支援できない特段の事情があると認められた場合に限る）

地域生活支援事業

- 移動支援事業（5歳以上）
- 日中短期入所事業

障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、18歳に到達した場合、一旦支給決定を取消し、新たに障害者として支給決定を行います。その際に必要に応じ障害支援区分の認定も行います。

Q48. 障害児から障害者になる18歳の誕生日に提出する書類は何ですか。利用者負担額は18歳到達で申請したら変わりますか。

回答

障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、18歳に到達した場合いったん支給決定を取消し、新たに障害者として支給決定を行います。提出書類は、新規申請と同じ手続きとなります。18歳到達で新たに申請する際は、保護者ではなく本人が申請者となるので、申請者（及び配偶者）の所得に応じた利用者負担額で決定します。ただし、放課後等デイサービスは、除きます。

4 計画相談支援・モニタリング

障害福祉サービスを利用するにあたっては、サービス等利用計画を作成する必要があります。計画相談支援は、障害福祉サービスが利用者にとって効果的かどうか、適切かどうかを検証するためのものであり、サービスが利用されていない間は原則として計画相談支援も利用されないことになります。

また、支給決定された有効期間内において、サービス等利用計画が適切であるかどうかを、定められた期間（モニタリング期間）ごとに、そのサービスの利用状況、結果及び心身の状況、置かれている環境、サービス利用に関する意向その他事情を勘案してサービス等利用計画の見直しを行うことが必要とされています。

標準のモニタリング期間は次のとおりです。

(表3) モニタリング実施標準期間 (計画相談支援)

	対象者	期間
a	支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	1月(毎月)ごと ※利用開始から 3月のみ
b	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれもaに掲げる者を除く。)のうち次に掲げるもの ・障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的支援が必要な者 ・単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定サービス事業者等との連絡調整が困難である者 ・重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられる者	1月(毎月)ごと
c	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(a及びbに掲げる者を除く。)のうち次に掲げるもの ・65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者(cの下記に掲げる者を除く。) ・以下のサービスを利用する者 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型)	3月ごと
d	・療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用する者(aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。) ・生活介護、就労継続支援、共同生活援助(介護サービス包括型・外部サービス利用型)、 地域定着支援を利用する者(いずれもa、b及びcに掲げる者を除く。) ・地域移行支援を利用する者(aに掲げる者を除く。)	6月ごと

利用者の状態に応じて、標準期間が6ヶ月毎であっても3ヶ月ごとにしても構いません。
また以下の場合は、標準期間よりも短く設定することが望ましいとしています。

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用するサービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

なお、【新サービス】利用者については平成30年4月1日以降の支給決定日又は更新日から開始とし、それ以外については平成31年4月1日以降の支給決定日又は更新日から開始とします。

以上を踏まえながら、相談支援事業所は「サービス等利用計画」を作成・提出しなければなりません。

Q49. サービス等利用計画（本計画）はいつのタイミングで提出すれば良いですか。

回答 サービス等利用計画案の提出後、支給決定がされます。そのため、提出が遅れると支給決定が遅くなります。サービス等利用計画（本計画）は、支給決定後、サービス等利用計画案を基にサービス担当者会議を経て、作成・提出いただくものです（[P 6 3 図 2「支給決定とサービス利用計画の流れ」参照](#)）。提出する本計画の日付については、その作成した日付を記入してください。

Q50. サービス担当者会議の開催の仕方や頻度について教えてください。

回答 サービス担当者会議は、相談支援専門員が支給決定の内容を踏まえて、サービス等利用計画案を提示し、利用者の了解を得て、利用するサービス提供事業所や関係機関等の担当者が集まり、当面の課題解決に向けた支援の内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認する会議です。サービス担当者会議の開催は、新規・更新・変更申請時の支給決定後に必要となります。

Q51. モニタリング報告書に提出期限はありますか。サービス更新月でないモニタリング月に報告書は必要ですか。

回答 モニタリング報告書は、サービスの更新、追加、変更、一部取消、廃止に伴って必要となる書類であり、提出がないと支給決定が遅れます。申請書類と一緒に速やかに提出してください。以下の場合、市へモニタリングの提出が必要となります。

- ①支給決定の更新や追加、変更、一部取消、廃止が必要となる場合
- ②対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合
- ③モニタリング期間を設定し直す必要がある場合（モニタリング月の変更）

Q52. モニタリングが、本人や家族から状況を聞き取れず出来なかった場合、翌月になってもかまいませんか。

回答 対象者が不在等やむを得ない事情がある場合については、翌月でも認めています。その際は、事前に障害福祉認定給付課まで電話連絡が必要です。

Q53. 新たに計画相談支援事業所として関わることになった利用者の、支給決定等にかかる情報について、利用者本人の同意を得た上であれば、開示してもらうことは可能ですか。

回答 本人の同意を得た上での情報提供は可能ですが、計画相談支援事業所が利用者の生育歴や生活状況、これまでのサービス利用状況や本人の意向等を聴取することで、アセスメントを行い計画が立てられるものだと考えます。利用者本人の心身の状態や緊急

時等やむを得ない場合以外は、本人から直接情報を得ていただきたいと思います。

Q54. 入院中にモニタリングを行うことはできますか。

回答 精神科病院に入院されている方であれば行うことができます。

Q55. モニタリングはオンライン（テレビ電話装置等、以下オンライン）でできますか。

回答 下記要件をいずれも満たす場合に限り、オンラインを活用した面接が可能です。

①利用者が特別地域(※1)に居住し、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅などとの間に一定の距離(※2)があること。

②オンラインを活用したアセスメント又はモニタリングを行おうとするその前月又は前々月に、実際に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること。

(※1) 離島や中山間地域等、特別地域加算の対象地域

(※2) 事業所から居宅等への訪問に片道概ね1時間以上要する距離（交通機関の運行が少ない等、合理的経路かつ最短時間の移動方法を選択した場合の待機時間も含む）

5 特別加算について

重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の対象者（介護保険サービスに上乗せで支給を受けている人は除く）で、単身等でより多くの介護力が必要なため「支給決定基準に基づく支給量」を上回る時間が必要と認める場合には、以下の表に示す評価をもって、「支給決定基準に基づく支給量」に特別加算を行うことができます。表に示す評価による合計得点が1点以上になる場合に特別加算を行い、その加算後の「支給決定基準に基づく支給量」は、表に定める時間及び単位とします。

【特別加算】

①介護力の評価（複数不可）	単身者またはこれに準ずる状態で家族の介護を全く受けることができない場合	3点
	家族が就労等により昼間独居となるなど十分な介護を受けることができない場合	2点
	介護者自身に疾病・障害等がある場合	2点
	同一世帯内に他に介護を要する者がある場合	2点
②単身者等への夜間介護の評価（複数不可）	単身者等で夜間において排尿・排便について支援がないと転倒や骨折の危険がある場合	1点
	単身者等で夜間においておむつ交換や体位変換の支援が必要と認められる場合	1点
③一時的に支給量が必要な場合の評価（複数不可）	長期間の入所・入院状態から退所・退院する場合（3ヶ月）	3点
	単身生活を始めるにあたり、生活に慣れるまでの間（3ヶ月）	3点
	家族が病気で入院するなど介護力が一時的に落ちる場合（事由に応じて一定の期間を定める）	3点
	じょくそうができる等、医者等の指示により一時的に手厚い介護（あるいは通院）が必要な場合（事由に応じて一定期間）	3点

①～③の合計点		1・2点		3点	
対象者	障害支援区分	重度訪問介護（h/月）		重度訪問介護（h/月）	
			移動加算（h/月）		移動加算（h/月）
重度訪問介護対象者	区分4	138	50	165	50
重度訪問介護対象者	区分5	200	50	240	50
重度訪問介護対象者	区分6	250	50	300	50
重度障害者等包括支援	区分6	56,900 単位		68,300 単位	

6 特例介護給付費・特例訓練等給付費について

支給決定障害者等が、支給申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日（審査会で障害支援区分認定が行われた日）の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により障害福祉サービスを受けたときには、そのサービスに要した費用について特例介護給付費・特例訓練等給付費として支給されます。その利用できる支給量は、審査会後に支給決定された支給量の範囲内となりますので、その範囲を超えないよう気をつけてください。支給についてトラブルとならないよう、支給決定前にサービス利用が必要な場合は、あらかじめ事業所や障害福祉認定給付課にご相談ください。

※障害支援区分が支給申請に係る障害福祉サービスの利用要件を満たさないなど、支給申請が却下された場合は、特例介護給付費等は支給されません。

7 暫定支給決定について

【対象サービス】

自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

就労移行支援

就労継続支援 A 型（※注 1）

暫定支給決定とは、訓練等給付にかかる障害福祉サービスにおいて行う支給決定で、通常 2 か月間を暫定支給決定期間とし、その間に事業者は次のことを行います。

- ① 当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認
- ② 当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行う
- ③ ①②について評価（アセスメント）を行う

* 本市では暫定支給決定期間を含んだ支給決定を行っています。

例）就労移行支援 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日

うち令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までは暫定支給決定期間とする。

【本支給決定にかかる提出書類】※任意様式

- ①個別支援計画（利用開始時に作成したもの）
- ②アセスメント票（①個別支援計画に基づいて評価したもの）
- ③暫定支給決定期間にかかる評価結果報告

原則、暫定支給決定が終了するまでに東大阪市に提出。

暫定支給決定期間内にアセスメントをして本決定をしていますますが、本決定後、同一のサービスで事業所を変更する場合、暫定支給決定を終えていれば再度の申請は必要ありません。ただし、以下の場合は再度の申請が必要となります。

- ①事業所変更が同一サービスではない場合

- ②同一サービスでも暫定支給決定期間（２ヶ月間）を終えていない場合
- ③一定期間通所できず頻繁に転々としている場合
- ④長期入院等で本人の状態が変化した状態で支給決定期間が終了した場合

（※注１）

就労継続支援Ａ型については、暫定支給決定を受けることが原則ですが、支給申請前に暫定支給決定と同等と認められる事前アセスメントがあれば、暫定支給決定がなくても支給決定を受けることが出来ます。

事前アセスメントの条件としては以下の２点です。

- ①アセスメント期間が２週間以上の期間内で８日以上の実習等を行うこと。
- ②一日あたりの作業時間及び作業内容が雇用後と同等のものであること。

暫定支給決定を経ないで就労継続支援Ａ型の支給決定を希望する場合は、支給申請時に以下の書類を添付してください。

- ・ 就労継続支援Ａ型事業の暫定支給決定に代わる事前アセスメント報告書（様式集⑳-1）
- ・ 事前アセスメント日報（アセスメント期間中のものすべて）（様式集⑳-2）
- ・ 事前アセスメント評価結果（任意様式）
- ・ 事前アセスメント期間に係る個別支援計画（任意様式）
- ・ 採用通知書等の就労継続支援Ａ型事業への採用予定の確認できる書類（任意様式）

８ 標準利用期間について

自立訓練等のサービスについては、そのサービスの長期化を回避するため、利用継続の必要性について十分な評価を行うこととし、標準的な利用期間を設定し、当初支給決定期間は１年間までとしています。この１年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、以下の標準利用期間の範囲内で、１年ごとに支給決定期間の更新が可能です。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間の更新を１回可能としています。（様式集⑱を提出のこと）

なお、就労定着支援については３年間の標準利用期間を超えて更新することはできません。

- ①自立訓練（機能訓練） １年６ヶ月間
（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は３年間）
- ②自立訓練（生活訓練） ２年間
（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては３年間）
- ③就労移行支援 ２年間
（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする養成施設

を利用する場合は3年間又は5年間)

※ 通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして、引き続き就労移行支援事業所を利用する場合については、標準利用期間を通算しない。

※ 通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして、就労移行支援事業所を利用する場合は「3か月間から6か月間」とする。

※ 通常の事業所に雇用された後に休職からの復職の際に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして、就労移行支援事業所を利用する場合は「企業が定める休職期間の終了までの期間（最大2年間）」とする。

④就労定着支援 3年間

⑤自立生活援助 1年間

(審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。)

⑥宿泊型自立訓練 2年間

(長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては3年間)。利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し支給決定の更新を行う。

*「長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者」とは、長期間、障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者、など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者も含まれます。

【地域相談支援の更新についての考え方】

地域移行支援

給付期間を6ヶ月間までとし、この期間で十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で更新が可能です。その上で更なる更新を必要とする場合は、審査会の個別審査に諮った上で決定します。

地域定着支援

給付決定期間は1年間までです。ただし、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付期間の更新が可能です。その上で更なる更新を必要とする場合は、審査会の個別審査に諮った上で決定します。

(表4) 必要書類まとめ (チェックリスト)

申請種類	計画相談支援を受ける方、または受けている方		セルフプランの方
新規	障害福祉※1	☐ 様式第1号 ☐ 様式第24号	☐ 様式第1号 ☐ 様式第24号
	計画相談※1	☐ 様式第17号 ☐ 様式第18号 ☐ サービス等利用計画案 ☐ サービス等利用計画案【週間計画表】 ☐ 別紙1 ☐ 別紙2	☐ セルフプラン
追加 変更	障害福祉	☐ 様式第1号 ☐ 様式第24号 (利用者負担の適用期間が変わる場合)	☐ 様式第1号
一部取消	計画相談	☐ サービス等利用計画案 ☐ サービス等利用計画案【週間計画表】 ☐ 直近のモニタリング報告書 (継続サービス等利用支援) 及び継続サービス等利用計画【週間計画表】 ☐ 様式第17号 (計画相談の支給期間が変わる場合)	☐ セルフプラン
更新	障害福祉	☐ 様式第1号 ☐ 様式第24号	☐ 様式第1号 ☐ 様式第24号
	計画相談	☐ 様式第17号 ☐ サービス等利用計画案 ☐ サービス等利用計画案【週間計画表】 ☐ 直近のモニタリング報告書 (継続サービス等利用支援) 及び継続サービス等利用計画【週間計画表】	☐ セルフプラン
支給決定後	計画相談	☐ サービス等利用計画 ☐ サービス等利用計画【週間計画表】	
利用者負担 の変更 (更新)	障害福祉	☐ 様式第1号 ☐ 様式第24号	☐ 様式第1号 ☐ 様式第24号
廃止 (全部取消)	障害福祉	☐ 様式第1号	☐ 様式第1号
	計画相談	☐ 様式第17号 ☐ 直近のモニタリング報告書 (継続サービス等利用支援) 及び継続サービス等利用計画【週間計画表】	
モニタ リング月 の変更	計画相談	☐ 様式17号 ☐ 直近のモニタリング報告書 (継続サービス等利用支援) 及び継続サービス等利用計画【週間計画表】	
計画相談事 業所変更	計画相談	☐ 様式18号 ☐ サービス等利用計画案 ☐ サービス等利用計画案【週間計画表】 ☐ 別紙1 ☐ 別紙2	

※1 表中「障害福祉」は、障害福祉サービス、「計画相談」とは、計画相談支援サービスの申請のこと。

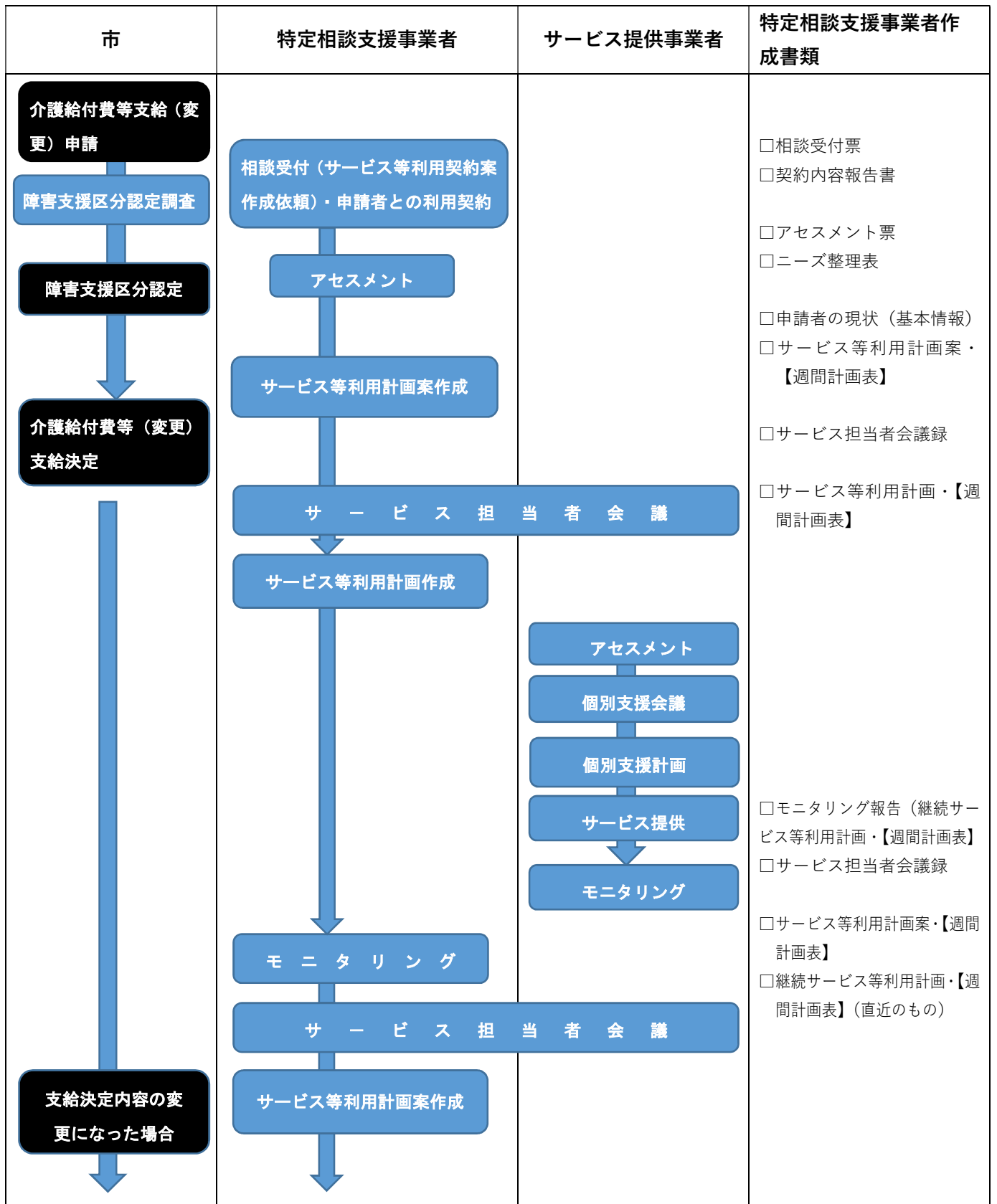
次の方の計画相談支援関係書類は、表のとおりです。

65歳以上の方等で 介護保険サービスを受けている方	障害福祉サービス固有のものと認められるサービスの利用を希望する場合、障害福祉サービスの利用を確認するために、以下の①～③の書類のいずれかの提出を必要とします。 ①障害福祉サービス利用を含む介護保険ケアプラン ②サービス等利用計画案（計画相談） ③セルフプラン
障害児通所支援を受けている方	障害児支援利用計画の写しを提出してください。

※様式の名称（雛形は様式集を参考にしてください）

- ☐ 様式第1号「支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼届出書」
- ☐ 様式第24号「世帯状況・収入等申告書（裏面同意書）」
- ☐ 様式第17号「計画相談支援給付費支給申請書」
- ☐ 様式第18号「計画相談支援依頼（変更）届出書」
- ☐ 別紙1「申請者の現状（基本情報）」
- ☐ 別紙2「申請者の現状（基本情報）【現在の生活】」
- ☐ 「サービス等利用計画案およびサービス等利用計画案【週間計画表】」
- ☐ 「モニタリング報告書（継続サービス等利用計画書）および【週間表】」
- ☐ 「サービス等利用計画およびサービス等利用計画【週間計画表】」
- ☐ 「サービス等利用計画案(セルフプラン①)」
(裏面「サービス等利用計画案(セルフプラン②)【週間計画表】」)

(図2) 支給決定とサービス利用計画の流れ



様式集